

資料

歴代水道課長

歴代水道局長

組織の変遷

事業所・営業所の変遷

水道料金の変遷

水道事業の沿革

年表

歴代水道課長

歴代	氏名	在職期間
1代	清水新吉	明治43年11月1日～昭和9年6月
2代	入野勝	昭和9年6月～昭和15年6月
3代	高橋平治郎	昭和15年6月～昭和15年10月
4代	神谷儀明	昭和15年10月～昭和27年9月

歴代水道局長

歴代	氏名	在職期間
1代	神谷儀明	昭和27年10月1日～昭和30年10月31日
2代	五十嵐真作	昭和30年11月1日～昭和34年9月30日
3代	川上収治	昭和34年10月1日～昭和36年10月31日
4代	吉川勇	昭和36年11月1日～昭和38年9月1日
5代	金子善生	昭和38年9月2日～昭和41年3月31日
6代	児玉賢雄	昭和41年4月1日～昭和46年10月10日
7代	高橋英雄	昭和46年10月11日～昭和49年3月18日
8代	若杉元喜	昭和49年4月1日～昭和52年3月17日
9代	水野幸作	昭和52年4月1日～昭和56年3月31日
10代	大西弘	昭和56年4月1日～昭和58年2月24日
11代	野口孝平	昭和58年4月1日～昭和62年3月31日
12代	大和正道	昭和62年4月1日～平成3年3月31日
13代	福田七郎	平成3年4月1日～平成7年3月31日
14代	浅間忠夫	平成7年4月1日～平成11年3月31日
15代	斎藤賢一郎	平成11年4月1日～平成14年12月31日
16代	長谷川守	平成15年1月1日～平成19年3月31日
17代	宮原源治	平成19年4月1日～

地方公営企業法の改正により昭和42年1月から「局長」は「管理者」となる

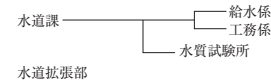
組織の変遷

■明治41年1月



明治41年1月
創設事業に向けて水道部が本格的な活動を開始。(発足は明治40年6月ごろ)

■昭和3年4月



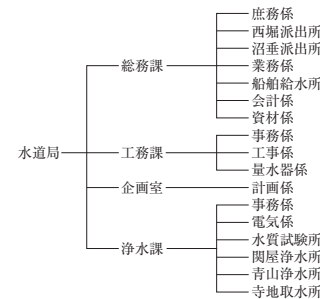
明治43年11月
水道部を解散し、第五課を新設。

大正2年
第五課を第四課と改称。水質試験所を設置。

大正11年3月
第四課を水道課と改称。

昭和3年4月
第1回拡張事業に向けて水道拡張部を設置。

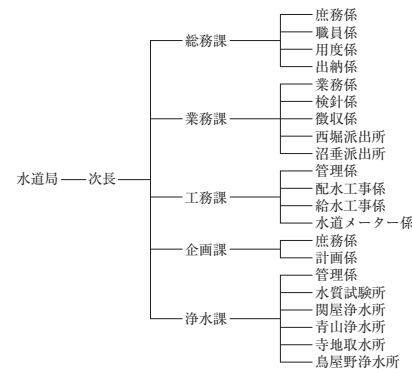
■昭和29年1月1日



昭和27年10月1日
地方公営企業法施行に伴い水道局（3課1室）発足。

昭和29年1月1日
総務課に沼垂派出所を設置。

■昭和38年6月1日



昭和29年4月1日
総務課を総務課（3係）と業務課（3係2所）に分離。

昭和30年10月
次長制を導入。

昭和32年7月1日
浄水課に鳥屋野浄水所を新設。

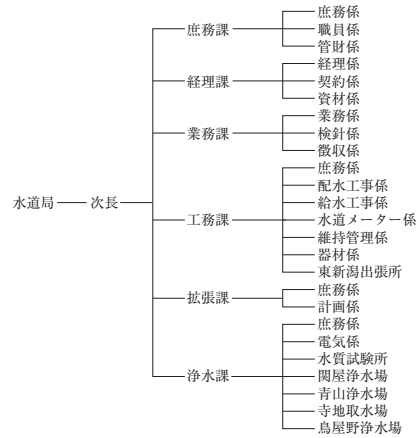
昭和33年7月15日
業務課の測定係と浄水課の電気係を廃止。
工務課の工事係を廃止し、配水工事係と給水工事係を設置し、量水器係を水道メーター係と改称。
工務課と浄水課の事務係を管理係と改称。

昭和35年7月1日
船舶給水所を廃止。

昭和38年6月1日
総務課に職員係を新設。会計係と資材係を廃止し、用度係と出納係を設置。

業務課に検針係を新設。
企画室を企画課に改称し、庶務係を新設。

■昭和41年11月1日

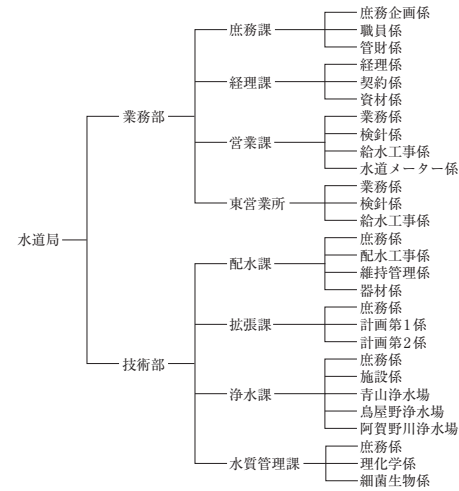


昭和40年4月1日
西堀派出所と沼垂派出所を廃止。
新潟地震による恒久復旧にあたり、工務課を7係体制にする。
浄水課の管理係を庶務係と改称。

昭和41年5月1日
浄水課に電気係を新設。

昭和41年11月1日
総務課を廃止し、庶務課(3係)と経理課(3係)を設置。
恒久復旧の完了により、工務課を6係体制にする。
沼垂派出所に代わる出先機関として、工務課に東新潟出張所を新設。
企画課を拡張課と改称。

■昭和49年6月1日

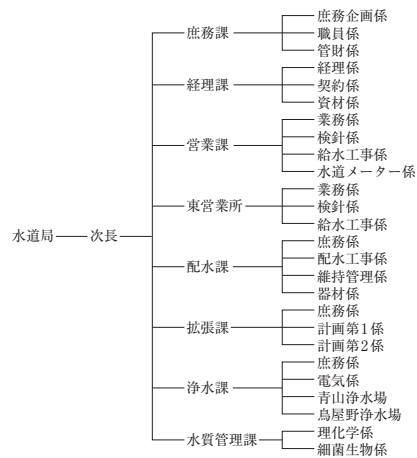


昭和46年8月1日
次長制を廃止し、業務部と技術部の2部制にする。

昭和47年4月1日
水質管理課に庶務係を新設。

昭和49年6月1日
浄水課の電気係を施設係と改称し、阿賀野川浄水場を新設。

■昭和45年11月1日

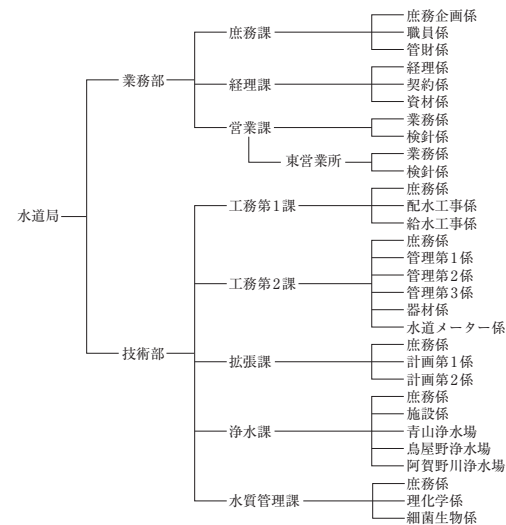


昭和44年4月1日
給水工事業務の所管を営業部門に移行。
業務課を営業課、工務課を配水課と改称。
東営業所(3係)を新設し、東新潟出張所を廃止。

昭和44年10月20日
庶務課の庶務係を庶務企画係と改称。
拡張課の計画係を廃止し、計画第1係と計画第2係を設置。

昭和45年11月1日
浄水課の水質試験所を独立させて水質管理課(2係)を新設。
関屋浄水場と寺地取水場を廃止。

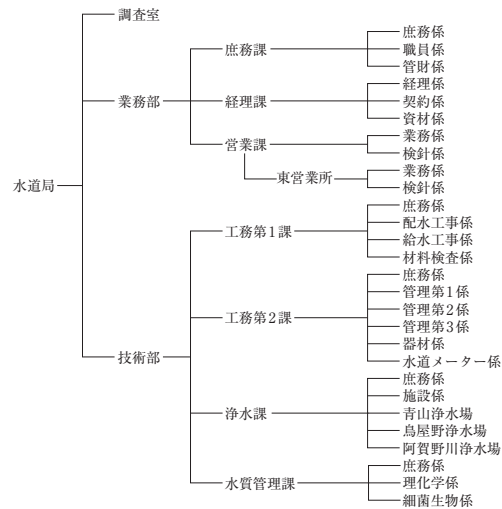
■昭和52年4月1日



昭和50年11月1日
給水工事業務の所管を営業部門から工事部門に戻す。
東営業所を准課機関(2係)として営業課に設置。
配水課を廃止し、工務第1課(3係)と工務第2課(5係)を設置。

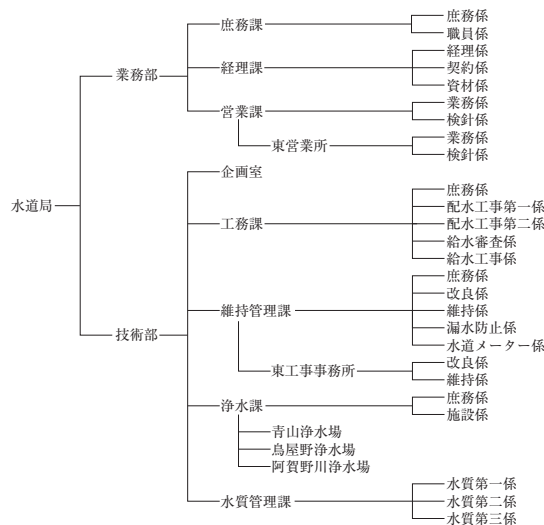
昭和52年4月1日
工務第2課に管理第3係を新設。

■昭和54年4月1日



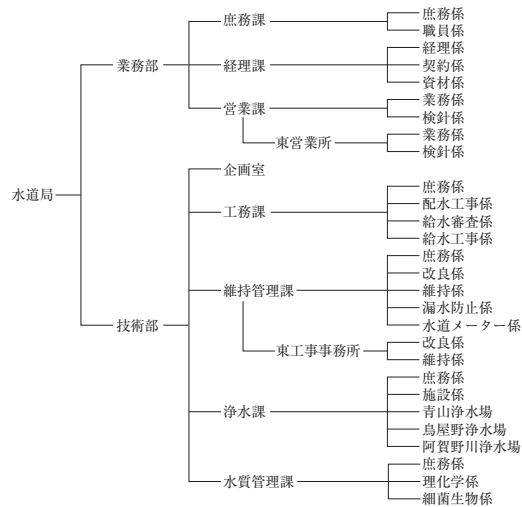
昭和53年4月1日
 拡張課を廃止し、部に属さない調査室を
 新設。
 庶務課の庶務企画係を庶務係に戻す。
 昭和54年4月1日
 工務第1課に材料検査係を新設。

■平成6年4月1日



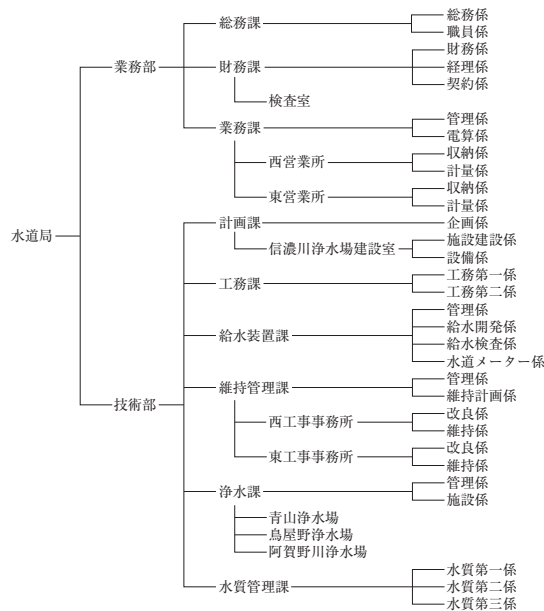
平成3年4月1日
 水質管理課の係を水質第一係、水質第二
 係、水質第三係に再編。
 平成5年4月1日
 浄水課の3浄水場を準課機関に昇格。
 平成6年4月1日
 工務課の配水工事係を廃止し、配水工事
 第一係と配水工事第二係を設置。

■平成2年4月1日



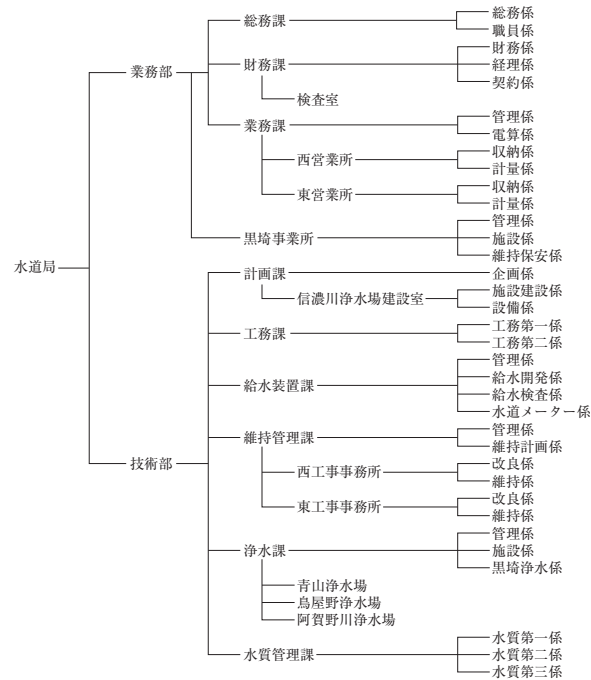
昭和55年4月1日
 調査室を廃止し、技術部に企画室を設置。
 昭和58年11月1日
 工務第1課を工務課と改称。
 工務第2課を維持管理課と改称し、5係体
 制とする。
 東庁舎の完成により、維持管理課に東工
 事事務所（準課機関・2係）を設置。
 平成2年4月1日
 庶務課の管財係を廃止。
 工務課の材料検査係を廃止し、給水審査
 係を設置。

■平成10年4月1日



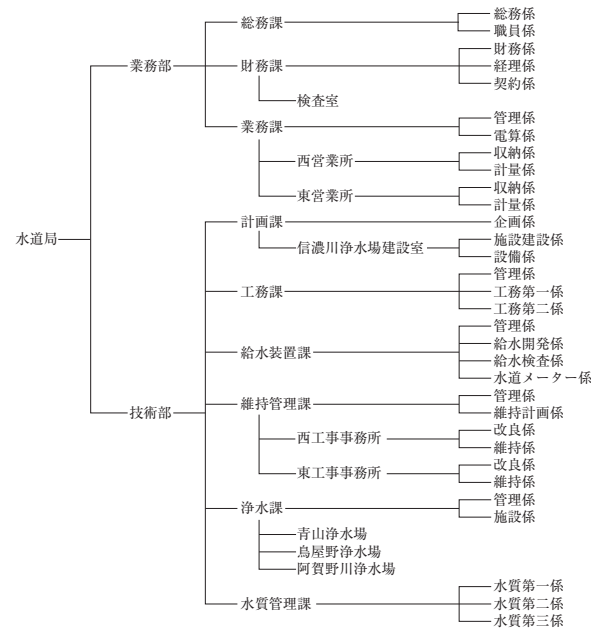
平成8年4月1日
 庶務課を総務課、経理課を財務課、営業
 課を業務課に改称。
 財務課に検査室（準課機関）を設置。
 業務課に料金徴収部門として、西営業所
 （準課機関・2係）を設置。
 企画室を廃止し、計画課（2係）を設置。
 工務課から給水工事業務を分離して2係
 制として、給水装置課（4係）を新設。
 維持管理課を2係制として、管路保全部
 門を西工事事務所（準課機関・2係）と
 して設置。
 その他係名の改称を行う。
 平成10年4月1日
 計画課の施設計画係を廃止し、信濃川浄
 水場建設室（準課機関・2係）を設置。

■平成13年1月1日



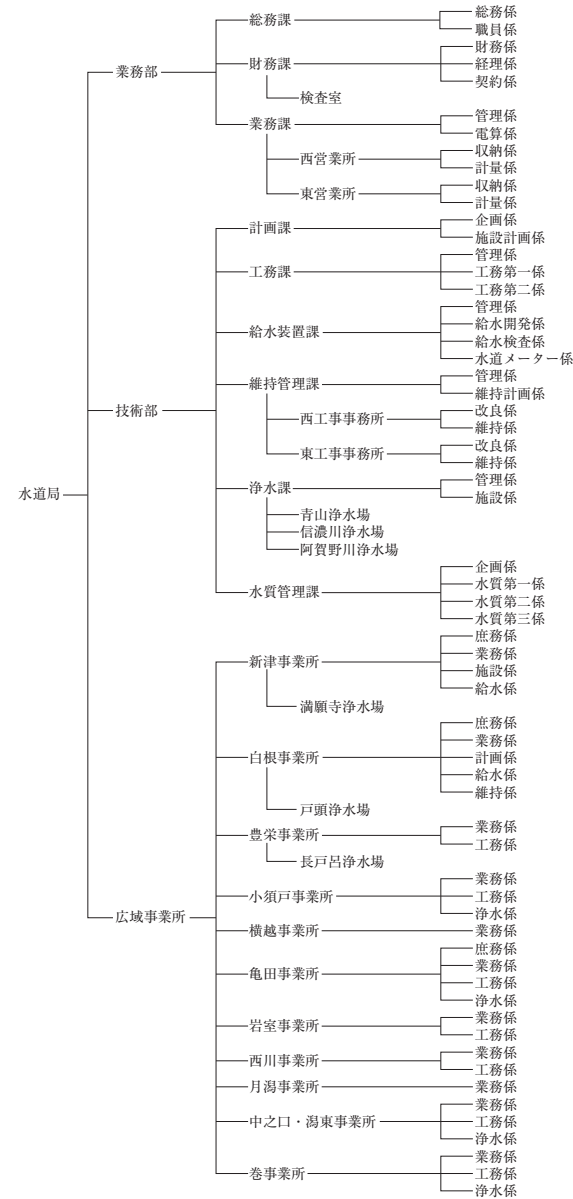
平成13年1月1日
黒埼町との合併に伴い、ガス事業の運営管理を行うために業務部に黒埼事業所(3係)を新設し、浄水課に黒埼浄水係を新設。

■平成16年4月1日

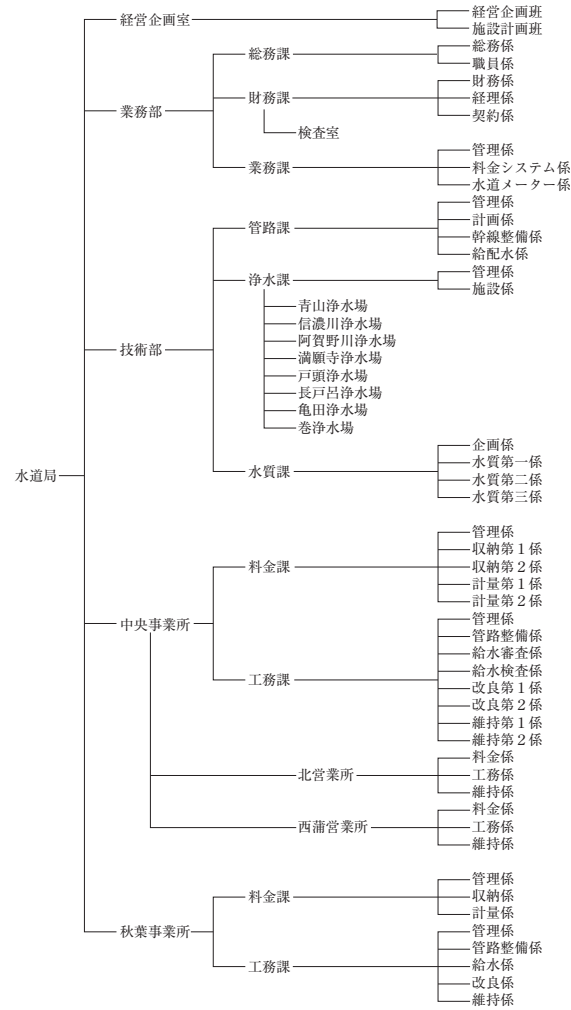


平成14年4月1日
黒埼浄水場の廃止に伴い、浄水課の黒埼浄水係を廃止。
平成15年4月1日
黒埼地区ガス事業の譲渡に伴い、黒埼事業所を廃止。
平成16年4月1日
工務課に管理係を設置。

■平成18年4月1日



平成17年3月21日
近隣12市町村との広域合併に伴い、局に広域事業所を新設。
広域事業所に、新津事業所(4係)、白根事業所(5係)、豊栄事業所(2係)、小須戸事業所(3係)、横越事業所(1係)、亀田事業所(4係)、岩室事業所(2係)、西川事業所(2係)、月潟事業所(1係)、中之口・潟東事業所(3係)を設置。
新津事業所に満願寺浄水場、白根事業所に戸頭浄水場、豊栄事業所に長戸呂浄水場を設置。
平成17年4月1日
水質管理課に企画係を新設。
平成17年10月1日
浄水課の鳥屋野浄水場を廃止し、信濃川浄水場を新設。
平成17年10月10日
巻町との合併に伴い、広域事業所に巻事業所(3係)を新設。
平成18年4月1日
計画課の信濃川浄水場建設室を廃止し、施設計画係を設置。



平成19年4月1日

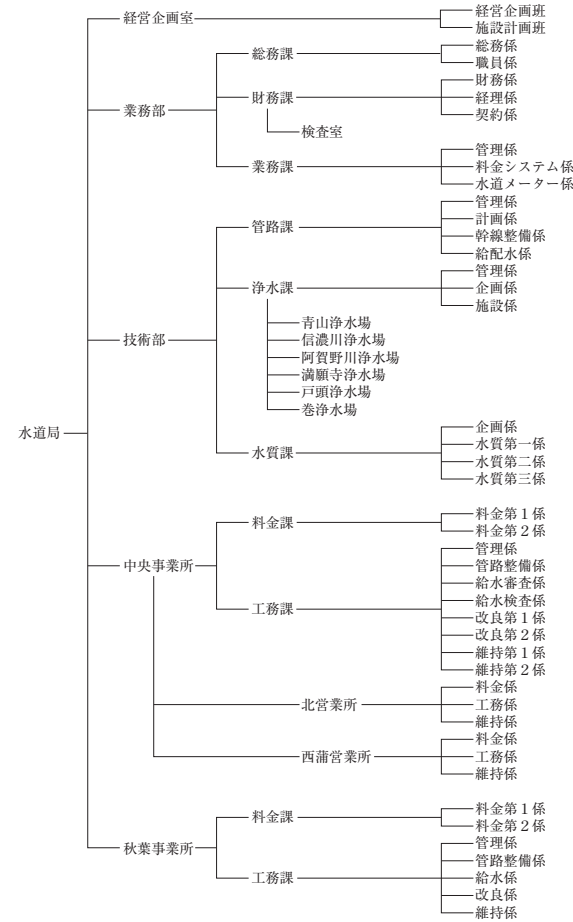
政令指定都市移行に合わせた組織改正により、計画課、工務課、給水装置課、維持管理課を廃止して管路課（4係）と部に属さない経営企画室（2班）を新設し、業務課を3係制にする。

広域事業所を廃止し、局に中央事業所と秋葉事業所を新設。

中央事業所に料金課（5係）、工務課（8係）と北営業所（3係）、西蒲営業所（3係）を設置。

秋葉事業所に料金課（3係）、工務課（5係）を設置。

浄水課に満願寺浄水場、戸頭浄水場、長戸呂浄水場、亀田浄水場、巻浄水場を設置。



平成20年4月1日

浄水課の長戸呂浄水場、亀田浄水場を廃止。

平成21年4月1日

浄水課に企画係を新設。

平成22年4月1日

中央事業所と秋葉事業所の料金課の係を料金第1係と料金第2係の2係制へ再編。

水道料金の変遷

改定年月	区分及び料金						
明治43年 6月 制定	放任給水						
	普通専用給水		特別専用給水	共用給水			
	料金(1ヵ月)	1戸5人まで 1人増すごとに 支栓を設けない浴槽	0.45円 0.05円 0.08円	左記の2割増し	1戸5人まで 1人増すごとに 営業用の使用は2割増し	0.15円 0.02円	
		馬1頭 馬車馬1頭 牛1頭	0.25円 0.3円 0.18円		浴槽、牛馬用は普通専用給水と同じ		
大正 2年 5月	詳細不明						
大正 8年 1月	詳細不明						
大正10年 7月	専用給水						
	第1種 (家事・営業用)	第2種 (公衆浴場用)	第3種 (工事等臨時使用)	第4種 (噴水・庭園散水等)	第5種 (船舶給水)		
	基本料金(1ヵ月)	0.6円	0.6円	1.5円	2円	-	
	超過料金(1m)	0.07円	0.035円	0.2円	0.3円	0.08円	
昭和 3年 5月	基本料金(1ヵ月)	0.8円	0.8円	2円	2.7円	-	
	超過料金(1m)	0.09円	0.045円	0.26円	0.4円	0.1円	
昭和 6年12月	専用給水				共用給水		
	第1種 (家事・営業用)	第2種 (公衆浴場用)	第3種 (工事等臨時使用)	第4種 (噴水・庭園散水等)	第1種 (公設)	第2種 (私設)	
	基本料金(1ヵ月)	0.8円	0.8円	2円	2.7円	0.2円	0.25円
	超過料金(1m)	0.09円	0.045円	0.26円	0.4円	0.04円	0.04円
昭和 7年10月	専用給水						
	第1種 (家事・営業用)	第2種 (公衆浴場用)	第3種 (工事等臨時使用)	第4種 (噴水・庭園散水等)	第5種 (官公署・学校・病院)	第6種 (工場用)	
	基本料金(1ヵ月)	0.8円	0.8円	2円	2.7円	0.8円	2円
	超過料金(1m)	0.09円	0.045円	0.26円	0.4円	3,000mまで 0.09円 3,000m超 0.07円 10,000m超 0.05円	3,000mまで 0.09円 3,000m超 0.06円 10,000m超 0.03円
昭和10年 4月	基本料金(1ヵ月)	3mまで 1円	3mまで 1円	3mまで 2円	3mまで 3.9円	3mまで 1円	3mまで 1円
	超過料金(1m)	0.09円	0.045円	0.26円	0.4円	3,000mまで 0.09円 3,000m超 0.07円 10,000m超 0.05円	3,000mまで 0.09円 3,000m超 0.06円 10,000m超 0.03円
昭和20年10月	基本料金(1ヵ月)	5mまで 1.4円	5mまで 1.4円	5mまで 4円	5mまで 5.5円	5mまで 1.4円	5mまで 1.4円
	超過料金(1m)	0.13円	0.06円	0.35円	0.55円	5,000mまで 0.13円 5,000m超 0.09円 10,000m超 0.07円	5,000mまで 0.13円 5,000m超 0.08円 10,000m超 0.04円
昭和21年 4月	基本料金(1ヵ月)	5mまで 3.5円	5mまで 3.5円	5mまで 10円	5mまで 13.8円	5mまで 3.5円	5mまで 3.5円
	超過料金(1m)	0.33円	0.19円	0.88円	1.38円	5,000mまで 0.33円 5,000m超 0.23円 10,000m超 0.18円	5,000mまで 0.33円 5,000m超 0.2円 10,000m超 0.1円
昭和22年 4月	基本料金(1ヵ月)	10mまで 10円	10mまで 10円	10mまで 30円	10mまで 42円	10mまで 10円	10mまで 10円
	超過料金(1m)	1円	0.5円	2.7円	4.2円	5,000mまで 1円 5,000m超 0.7円 10,000m超 0.5円	5,000mまで 1円 5,000m超 0.6円 10,000m超 0.3円
昭和23年 1月	基本料金(1ヵ月)	10mまで 30円	10mまで 30円	10mまで 90円	10mまで 126円	10mまで 30円	10mまで 30円
	超過料金(1m)	3円	1.5円	8.1円	12.6円	5,000mまで 3円 5,000m超 2.1円 10,000m超 1.5円	5,000mまで 3円 5,000m超 1.8円 10,000m超 0.9円

区分及び料金				備考	
計量給水				・新潟市水道給水規則により規定	
普通計量給水		特別計量給水			
20mまで	0.72円	船舶用 1mにつき	0.05円		
20m超 1mにつき		噴水・庭園散水用 浴場 その他	50mまで 2.5円 50m超 1mにつき 0.05円		
		工事等臨時使用	1mにつき 0.1円		
				・新潟市水道使用条例施行に伴い種別区分を変更	
共用給水				・全面計量制に移行 ・基本料金採用 ・私設消火栓演習使用料 1栓1回放水時間20分につき2円	
第1種 (公設)	第2種 (私設)				
0.16円	0.2円				
0.03円	0.03円				
0.2円	0.25円				
0.04円	0.04円				
船舶給水					
第1種 (岸壁係留船へ直接給水)	第2種 (港内停泊船へ運搬給水)	第3種 (港外停泊船へ運搬給水)	第4種 (私設船舶給水所へ給水)		
-	-	-	2円		
0.35円	0.55円	1円	0.17円		
共用給水		船舶給水		・一部超過料金に水量ランク採用	
第1種 (公設)	第2種 (私設)	第1種 (岸壁係留船へ直接給水)	第2種 (港内停泊船へ運搬給水)		
0.2円	0.25円	-	-		
0.04円	0.04円	0.35円	0.55円		
0.2円	0.25円	-	-		
0.04円	0.04円	0.35円	0.55円	1円	
5mまで 0.5円	5mまで 0.6円	-	-	-	5円
0.05円	0.05円	0.45円	1円	1.5円	1,000mまで 0.2円 1,000m超 0.15円
5mまで 1.25円	5mまで 1.5円	-	-	-	12.5円
0.13円	0.13円	1.13円	2.5円	3.75円	1,000mまで 0.5円 1,000m超 0.38円
10mまで 3.5円	10mまで 4.5円	-	-	-	15円
0.4円	0.4円	3.4円	7.5円	11.3円	1,000mまで 1.5円 1,000m超 1.15円
10mまで 10.5円	10mまで 13.5円	-	-	-	45円
1.2円	1.2円	10.2円	22.5円	33.9円	1,000mまで 4.5円 1,000m超 3.45円
				・連合専用給水採用(別表参照)	

改定年月	区分及び料金							
	専用給水							
	第1種 (家事・営業用)	第2種 (公衆浴場用)	第3種 (工事等臨時使用)	第4種 (噴水・庭園散水等)	第5種 (官公署・学校・病院)	第6種 (工場用)		
昭和23年 7月	基本料金(1ヵ月)	10mまで 40円	100mまで 350円	10mまで 400円	10mまで 400円	20mまで 80円	200mまで 800円	
	超過料金(1m)	5円	4円	4円	4円	5円	5円	
昭和23年10月	基本料金(1ヵ月)	10mまで 50円	100mまで 350円	10mまで 400円	10mまで 400円	20mまで 100円	100mまで 500円	
	超過料金(1m)	5円	4円	4円	4円	5円	5円	
昭和24年 7月	基本料金(1ヵ月)	10mまで 65円	100mまで 450円	10mまで 400円	10mまで 400円	20mまで 130円	100mまで 650円	
	超過料金(1m)	7円	5円	4円	4円	7円	7円	
昭和26年 4月	基本料金(1ヵ月)	10mまで 75円	100mまで 500円	10mまで 400円	10mまで 400円	20mまで 150円	100mまで 750円	
	超過料金(1m)	8円	6円	4円	4円	8円	8円	
昭和27年 4月	基本料金(1ヵ月)	10mまで 90円	100mまで 600円	1mにつき 20円	10mまで 400円	20mまで 180円	100mまで 900円	
	超過料金(1m)	9.5円	7円	-	4円	9.5円	9.5円	
昭和29年 4月	基本料金(1ヵ月)	10mまで 110円	300mまで 2,200円	1mにつき 25円	10mまで 400円	20mまで 220円	100mまで 1,100円	
	超過料金(1m)	13円	8.5円	-	4円	13円	13円	
昭和31年 4月	基本料金(1ヵ月)	10mまで 130円	300mまで 2,600円	1mにつき 30円	10mまで 500円	20mまで 260円	100mまで 1,300円	
	超過料金(1m)	15円	9.5円	-	5円	15円	15円	
昭和38年10月	専用給水						共用給水	
	第1種 (家事・営業用)	第2種 (公衆浴場用)	第3種 (官公署等及び工場用)	第4種 (船舶給水)				
	基本料金(1ヵ月)	10mまで 200円	300mまで 3,500円	20mまで 400円	-	10mまで 130円		
	超過料金(1m)	23円	12円	23円	23円	15円		
昭和43年 4月	基本料金(1ヵ月)	8mまで 240円	300mまで 5,000円	20mまで 600円	-	10mまで 180円		
	超過料金(1m)	35円	15円	35円	35円	20円		

区分及び料金		船舶給水				備 考	
共用給水		第1種 (公設)	第2種 (私設)	第1種 (洋壁係留船へ運搬給水)	第2種 (港内停泊船へ運搬給水)		第3種 (港外停泊船へ運搬給水)
10mまで 40円	10mまで 40円	-	-	-	-	-	・口径別基本料金廃止
4円	4円	10円	20円	35円	5円		・量水器使用料採用(別表参照)
10mまで 40円	10mまで 40円	-	-	-	-	-	
4円	4円	10円	20円	35円	5円		
10mまで 50円	10mまで 50円	-	-	-	-	-	
6円	6円	10円	20円	35円	5円		
10mまで 55円	10mまで 55円	-	-	-	-	-	
7円	7円	20円	40円	70円	10円		
10mまで 65円	10mまで 65円	-	-	-	-	-	・連合専用給水廃止
8円	8円	20円	40円	70円	10円		
10mまで 80円	10mまで 80円	-	-	-	-	-	
10円	10円	25円	50円	85円	12円		
10mまで 90円	10mまで 90円	-	-	-	-	-	
11円	11円	40円	100円	150円	15円		
							・量水器使用料廃止
							・平均改定率48.5%

専用給水口径別基本料金(1ヵ月)

改定年月	口径25mm未満	25mm以上	40mm以上	50mm以上	75mm以上	100mm以上	150mm以上
昭和10年 4月	3mまで 1円	3mまで 1.2円	3mまで 1.5円	3mまで 2円	3mまで 2.5円	3mまで 3円	3mまで 4.5円
昭和20年10月	5mまで 1.4円	5mまで 1.5円	5mまで 2円	5mまで 3円	5mまで 4円	5mまで 5円	5mまで 7円
昭和21年 4月	5mまで 3.5円	5mまで 3.75円	5mまで 5円	5mまで 7.5円	5mまで 10円	5mまで 12.5円	5mまで 17.5円
昭和22年 4月	10mまで 10円	10mまで 11円	10mまで 15円	10mまで 22円	10mまで 30円	10mまで 37円	10mまで 52円
昭和23年 1月	10mまで 30円	10mまで 30円	10mまで 45円	10mまで 66円	10mまで 90円	10mまで 111円	10mまで 156円
昭和23年 7月	廃止						

量水器使用料(1ヵ月)

改定年月	口径25mm未満	25mm以上	40mm以上	50mm以上	75mm以上	100mm以上
昭和23年 7月	10円	12円	38円	89円	97円	157円
昭和23年10月	10円	13円	40円	95円	138円	167円
昭和26年 4月	15円	20円	45円	114円	166円	201円
昭和29年 4月	20円	30円	60円	150円	220円	300円
昭和38年10月	廃止					

連合専用給水料金

改定年月	区分及び料金	
昭和23年 1月	基本料金(1ヵ月)	5mまで 15円
	超過料金(1m)	3円
昭和23年 7月	基本料金(1ヵ月)	10mまで 40円
	超過料金(1m)	4円
昭和24年 7月	基本料金(1ヵ月)	10mまで 50円
	超過料金(1m)	6円
昭和26年 4月	基本料金(1ヵ月)	10mまで 55円
	超過料金(1m)	7円
昭和27年 4月	廃止	

2世帯以上が同居する家屋についての個別給水契約

年月	区分及び料金							備考					
	用途	基本料金 (1ヵ月)	超過料金										
昭和48年9月から	一般用	8mまで 320円	9~30m 1mにつき 45円	31~50m 1mにつき 50円	51m以上 1mにつき 55円			・平均改定率42.9% ・超過料金に3段階増方式採用					
	公衆浴場用		300mまで 301m以上	1mにつき 16円	6,000円								
	船舶給水用		1mにつき	45円									
	共用給水用		10mまで 11m以上	1世帯 1mにつき	240円 26円								
	私設消火検演習用		1栓放水時間	10分につき	300円								
	昭和51年5月から	用途及び口径	準備料金 (1ヵ月)	水量料金(1ヵ月)					・平均改定率48.8% ・口径別料金制(一部用途別料金併用)採用 ・水量料金を6段階増方式とする				
一般用	口径 13mm 16mm 20mm 25mm 40mm 50mm 75mm 100mm 150mm	準備料金 450円	10mまで	11~30m	31~50m	51~100m	101~300m	301m以上					
			1mにつき	1mにつき	1mにつき	1mにつき	1mにつき	1mにつき		1mにつき			
			50円	55円	60円	70円	80円	95円					
			公衆浴場用	300mまで	6,000円	301m以上	1mにつき	16円					
			船舶給水用	1mにつき	60円								
			共用給水用	10m(1世帯)まで 11m以上	1mにつき	240円 26円							
			私設消火検演習用	1栓10分につき	500円								
			昭和57年4月から	用途及び口径	準備料金 (1ヵ月)	水量料金(1ヵ月)					・平均改定率12.7% ・基本水量廃止 ・公衆浴場用を専用(公衆浴場のみ使用するものと併用(一般用にも使用するもの)に分類		
一般用	口径 13mm 16mm 20mm 25mm 40mm 50mm 75mm 100mm 150mm	準備料金 450円	10mまで	11~30m	31~50m	51~100m	101~300m	301m以上					
			1mにつき	1mにつき	1mにつき	1mにつき	1mにつき	1mにつき		1mにつき			
			20円	55円	60円	65円	75円	85円		100円			
			公衆浴場用	専用 併用	300mまで 20mまで 21m~300m	6,000円 1,250円 6,000円	301m以上	1mにつき		16円			
			船舶給水用	1mにつき	80円								
			共用給水用	1世帯につき10mまで 1世帯につき11m以上	1mにつき	240円 30円							
			私設消火検演習用	1栓放水時間10分につき	600円								

年月	区分及び料金							備考					
	用途及び口径	準備料金 (1ヵ月)	水量料金(1ヵ月)										
昭和63年4月から	一般用	口径 13mm 16mm 20mm 25mm 40mm 50mm 75mm 100mm 150mm	準備料金 550円	10mまで	11~30m	31~50m	51~100m	101~300m	301m以上	・平均改定率17.96% ・平成3年9月分の料金から消費税を導入。準備料金と水量料金との合計額に100分の103を乗じて得た金額に、5円以上10円未満の端数を5円とし、5円未満の端数が生じたときは、その端数金額を5円とし、5円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる			
				1mにつき	1mにつき	1mにつき	1mにつき	1mにつき	1mにつき		1mにつき		
				25円	70円	75円	85円	100円	115円				
				公衆浴場用	専用 併用	300mまで 20mまで 21m~300m	7,000円 1,500円 7,000円	301m以上	1mにつき		19円		
				船舶給水用	1mにつき	90円							
				共用給水用	1世帯につき10mまで 1世帯につき11m以上	1mにつき	280円 35円						
				私設消火検演習用	1栓放水時間10分につき	900円							
				平成4年4月から	用途及び口径	準備料金 (1ヵ月)	水量料金(1ヵ月)					・平均改定率19.48% ・平成9年4月分の料金から消費税と端数処理を変更。準備料金と水量料金との合計額に100分の105を乗じて得た金額に、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる	
	一般用	口径 13mm 16mm 20mm 25mm 40mm 50mm 75mm 100mm 150mm	準備料金 700円	10mまで	11~30m	31~50m	51~100m	101~300m	301m以上				
				1mにつき	1mにつき	1mにつき	1mにつき	1mにつき	1mにつき		1mにつき		
				30円	80円	85円	100円	115円	135円				
				公衆浴場用	専用 併用	300mまで 20mまで 21m~300m	8,300円 1,800円 8,300円	301m以上	1mにつき		23円		
船舶給水用				1mにつき	110円								
共用給水用				1世帯につき10mまで 1世帯につき11m以上	1mにつき	330円 40円							
私設消火検演習用				1栓放水時間10分につき	1,100円								
平成10年4月から				用途及び口径	準備料金 (1ヵ月)	水量料金(1ヵ月)					・平均改定率16.26% ・口径13mmと16mmの準備料金を差別化 ・共用給水廃止 ・改定を適用する使用水量について、月数按分から日割計算に変更		
一般用	口径 13mm 16mm 20mm 25mm 40mm 50mm 75mm 100mm 150mm	準備料金 800円	10mまで	11~30m	31~50m	51~100m	101~300m	301m以上					
			1mにつき	1mにつき	1mにつき	1mにつき	1mにつき	1mにつき	1mにつき				
			35円	93円	100円	116円	134円	157円					
			公衆浴場用	専用 併用	300mまで 20mまで 21m~300m	8,300円 2,080円 8,300円	301m以上	1mにつき	27円				
			船舶給水用	1mにつき	131円								
			私設消火検演習用	1栓放水時間10分につき	1,310円								

年月	区分及び料金								備考					
平成13年4月から	用途及び口径	準備料金 (1ヵ月)	水量料金(1ヵ月)						平均改定率9.92%					
			10m ³ まで	11~30m ³	31~50m ³	51~100m ³	101~300m ³	301m ³ 以上						
	一般用	13mm 16mm 20mm 25mm 40mm 50mm 75mm 100mm 150mm	880円 1,120円 2,090円 3,240円 7,910円 12,860円 28,900円 51,300円 116,200円	1m ³ につき 37円	1m ³ につき 89円	1m ³ につき 102円	1m ³ につき 109円	1m ³ につき 127円		1m ³ につき 147円	1m ³ につき 172円			
												専用	300m ³ まで	8,300円
				併用	20m ³ まで 21m ³ ~300m ³	2,270円 8,300円								
				船舶給水用	1m ³ につき 133円									
				私設消火検演習用	1栓放水時間10分につき 1,330円									
				平成17年3月21日から	用途及び口径	準備料金 (1ヵ月)	水量料金(1ヵ月)						市町村合併に伴う改定(準備料金に口径30mmと200mmを規定)	
							10m ³ まで	11~30m ³		31~50m ³	51~100m ³	101~300m ³		301m ³ 以上
					一般用	13mm 16mm 20mm 25mm 30mm 40mm 50mm 75mm 100mm 150mm 200mm	880円 1,120円 2,090円 3,240円 4,680円 7,910円 12,860円 28,900円 51,300円 116,200円 208,200円	1m ³ につき 37円		1m ³ につき 89円	1m ³ につき 102円	1m ³ につき 109円		1m ³ につき 127円
	専用	300m ³ まで	8,300円											
併用	20m ³ まで 21m ³ ~300m ³	2,270円 8,300円												
船舶給水用	1m ³ につき 133円													
私設消火検演習用	1栓放水時間10分につき 1,330円													

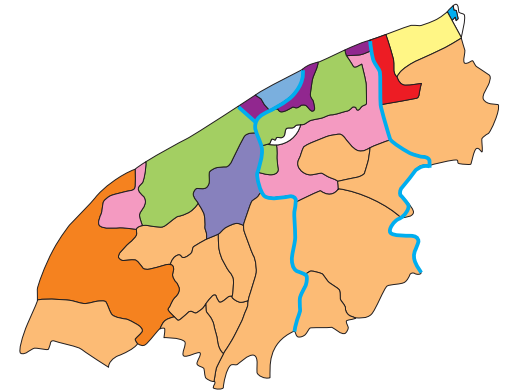
水道事業の沿革

事業名	認可年月日	起工年月	しゅん工年月	事業費	計画		
					給水人口	1人1日最大給水量	1日最大給水量
創設	明治 40.12.17	41. 5	43.10	千円 986	人 65,000	ℓ 97	m ³ 6,324
第1回拡張	昭和 3. 3.31	3. 7	6. 9	3,098	115,000	125	17,570
第2回拡張	23. 7.25	23. 7	26. 3	38,367	150,000	185	35,500
第3回拡張	30. 7.13	30. 7	36. 3	396,000	225,000	300	67,500
第3回拡張変更	—	30. 7	36. 3	942,200	225,000	300	67,500
第3回拡張変更	34. 3.31	30. 7	36. 3	32,000	225,000	300	67,500
第3回拡張変更	37. 3.24	30. 7	38. 3	99,000	245,000	410	100,000
青山浄水場改良	35. 2.17	35. 4	39. 3	254,000	245,000	350	86,000
第4回拡張	38. 2.28	38. 4	46. 3	4,250,000	500,000	600	300,000
第4回拡張変更	41. 3.30	38. 4	46. 3	4,760,000	500,000	600	300,000
第4回拡張変更	42. 2.22	38. 4	53. 3	6,189,000	500,000	600	300,000
第4回拡張変更	42.10.16	38. 4	53. 3	6,189,000	500,000	600	300,000
第4回拡張変更	51. 2.17	38. 4	53. 3	13,333,000	500,000	600	300,000
北部水道創設	44. 3.31	44. 7	48. 3	445,080	25,000	400	10,000
北部水道変更	46. 3.15	44. 7	48. 3	505,192	25,000	400	10,000
北部水道変更第1回拡張	48.10.22	48.11	49. 3	37,155	25,000	400	10,000
北部水道変更第2回拡張	50. 3.31	50. 4	50. 6	29,610	25,000	400	10,000
南浜地区拡張	54. 9.26	54.10	57. 3	1,300,856	500,000	660	330,000
南浜地区拡張変更	57. 3.17	54.10	57. 3	1,096,193	500,000	660	330,000
新田地区拡張	60.11.13	60. 6	61. 3	126,023	510,000	647	330,000
第5回拡張	63. 7.14	63. 8	67. 3	7,614,113	540,000	667	360,000
信濃川浄水場建設	平成 12. 3.30	12. 6	18. 3	23,727,013	540,000	667	360,000
黒埼地区統合	13. 3.30	13. 4	14. 3	520,800	570,000	632	360,000
太郎代地区一部拡張	15. 3.27	15. 4	15.10	325,500	570,000	632	360,000
合併統合*1	17. 3.18	—	—	—	841,080	648	544,932
合併統合*2	17.10. 7	—	—	—	874,080	650	567,732

※1 近隣12市町村との合併に伴う事業統合

※2 巻町との合併に伴う事業統合

- 創 設(明治43年10月)
- 第2回拡張事業完了(昭和26年3月)
- 第3回拡張事業完了(昭和38年3月)
- 第4回拡張事業完了(昭和53年3月)
- 北部水道事業完了(昭和50年6月)
- 南浜地区拡張事業完了(昭和57年3月)
- 黒埼地区統合事業完了(平成14年3月)
- 太郎代地区一部拡張事業完了(平成15年10月)
- 新津市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、
亀田町、岩室村、西川町、味方村、湯東村、
月瀨村、中之口村との合併に伴う事業統合(平成17年3月)
- 巻町との合併に伴う事業統合(平成17年10月)



年表

* 黒字 新潟市・県関係事項
 緑字 国内水道関係事項
 青字 国内外の一般事項

年	新潟市水道関係事項	新潟市・県、国内水道、一般事項*
安政5年(1858)		6.19 日米修好通商条約締結 新潟が開港五港の一つとして日本海側唯一の開港場に選ばれる
明治元年(1868)		11.19 新政府が新潟を開港することを各国公使に布告
明治6年(1873)		11.10 内務省発足(M8.7.17衛生局、M10.1.19土木局設置)
明治10年(1877)	10.19 県が「新潟港内取水船規則」を公布	
明治12年(1879)		8. - 新潟町、沼垂町でコレラが大流行する
明治13年(1880)	- - 吉川武成が木桶管水道布設(6月許可)	8. 7 新潟町で町の半分以上が焼ける大火発生(5,554戸焼失)
明治14年(1881)		9.18 西堀通に新潟区役所(後の初代新潟市役所)庁舎が完成する
明治19年(1886)		11. 4 初代萬代橋(木橋、長さ約782m)が完成する
明治20年(1887)	5.26 英国人技術者バルトンが帝国大学の招きで来日 10.27 県が吉川武成の私営水道設置申請を受理	6.17 「水道布設ノ目的ヲ一定スルノ件」を閣議決定、水道事業公営の原則を確立 10.17 横浜に日本最初の近代水道が誕生 - - 鑄鉄管の国内製造開始 - - 国が三府五港の水道布設事業に国庫補助を行うことを決定(補助率1/3)
明治21年(1888)		2.11 「大日本帝国憲法」発布(M23.11.29施行) 4. 1 市制・町村制が施行され新潟区が新潟市となり、同時に関屋村古新田を編入する
明治22年(1889)	1. - バルトンが内務省衛生局雇工となる	2.12 「水道条例」公布、施行(我が国初の水道法規) 7. 1 第1回衆議院議員選挙実施 11.25 第1回帝國議院開院
明治23年(1890)	2. - 吉川武成の私営水道が供給を開始	
明治24年(1891)	- - 吉川武成が私営水道の権利を放棄	
明治27年(1894)	7.12 内務省技師バルトンが水道布設調査(7.12 - 7.21)	8. 1 日清戦争が始まる
明治28年(1895)		4.17 日清講和条約調印 6.16 日本石油会社が付属新潟鉄工所を設立する 4. 6 第1回オリンピック、アテネで開催 4. 8 「河川法」公布 7.25 新潟商業会議所の設立認可(S3.1.1新潟商工会議所と改組) 7. - 横田切れ、木津切れという大洪水が起こり、蒲原全域が被害を受ける
明治29年(1896)		11.20 北越鉄道(現信越線)の沼垂 - ノ木戸(三条市)間が開通する
明治30年(1897)		3.21 新潟電灯会社が営業を開始する
明治31年(1898)		- - 日本石油が新津油田で機械掘りによる出油に成功し、新津油田が全盛期を迎える
明治32年(1899)	- - 内務省技師中島鏡治が水道布設調査	
明治33年(1900)	6. - 会津亦賀ら4議員の水道布設に関する建議を受け、上水道布設調査委員会設置	
明治34年(1901)	10. - 内務省技師土田鉄雄、県技師加藤与之吉に水道布設調査・設計を委託	7.21 新潟電話交換局が業務を始める 12.10 第1回ノベル賞授賞式
明治35年(1902)	12. - 土田、加藤両技師が調査設計書を提出	
明治36年(1903)	6. - 県に依頼した信濃川の水の水質検査に関する報告書が提出される	- - 東京市水道で硫酸バンドの使用開始
明治37年(1904)		2. 8 日露戦争が始まる 3.23 遠山椿吉らが上水試験統一のため協議会を開催し協定試験法を定める(翌年から会の名称を「上水協議会」と改める) 5. 3 新潟駅が開業する 9. 5 日露戦争が終わる(ポーツマス条約調印)
明治38年(1905)		4.19 越佐汽船会社が新潟〜ウラジオストク航路を開通する - - 水道布設の国庫補助率が一律1/4に - - 経済恐慌、株式暴落
明治39年(1906)	2. - 加藤与之吉に水道布設設計の再調査を依頼 6.25 国に水道布設認可と国庫補助を申請、県にも補助を申請 4.18 水道布設認可と補助を修正申請(補助は減額修正)	3. 8 新潟市で大火発生、初代萬代橋が焼失する(1,198戸焼失) 9. 4 新潟市で大火発生、市役所庁舎が焼失する(2,122戸焼失)
明治40年(1907)	6. - 横浜市技師三田善太郎が土木工事事務嘱託として着任、翌年1月工事長に任命される 12.17 国から水道布設の認可が下り、国と県の補助も決まる 1. - 水道部が本格的な活動を開始(発足は明治40年6月ころ) 1.15 日本勧業銀行と市債借入契約を結ぶ 4.28 国から水道工事認可が下りる 5.26 水道創設工事の起式挙行	
明治41年(1908)	10. - 工事現場を結ぶ私設電話を開設	12.22 2代目萬代橋が完成する - - 水道布設に政府資金貸付制度が発足

年	新潟市水道関係事項	新潟市・県、国内水道、一般事項
明治43年(1910)	6. - 「新潟市水道給水規則」制定 7. 1 給水申込受付開始 10. 1 水道創設工事完成、通水開始 (10.1通水式、給水戸数2,126戸、給水普及率17.41%) 11. 1 水道部解散、新設の第五課に引き継ぎ	4. 1 官立新潟医学専門学校が開学する
明治44年(1911)	3. - 市内の銀行と低利率の市債借入契約を結ぶ(日本勧業銀行から乗り換え)	3.28 水道条例改正(民営水道の起業を認める) 4. 2 2代目市役所庁舎が完成する 8.25 越後鉄道(現越後線)の白山〜吉田間が開通する
明治45年大正元年(1912)		
大正2年(1913)	- - 第五課を第四課に改称 4. - 水質試験所を設置 5. - 「新潟市水道使用条例」施行(「新潟市水道給水規則」廃止、料金種別変更)	2.13 佐渡商船株式会社が設立(昭和7年に佐渡汽船株式会社と改称) 4. 8 水道条例改正(民営水道の起業条件を緩和) 6. 2 合同瓦斯株式会社が設立(大正6年に新潟瓦斯株式会社、昭和19年に北陸瓦斯株式会社と改称) 8.28 横越村木津などで破壊し、亀田郷が被害を受ける(木津切れ) - - 国産水道メーター販売開始
大正3年(1914)	10. - 上水道協議会全国総会が新潟市で開かれる	4. 1 沼垂町と合併する 7. 1 日本銀行新潟支店が開業する 7.28 第一次世界大戦が始まる
大正4年(1915)		10. - 上水協議会が「水道用鑄鉄管仕様書標準」を制定 4.19 阿賀野川改修工事が始まる - - 初の国産水道用渦巻ポンプ完成
大正6年(1917)		10. 2 亀田郷で大水害が起こる(曾川切れ) - - 大阪市で粉米バンド使用開始 - - 液体塩素の製造開始
大正7年(1918)		5.22 内務省土木局道路課で水道工事を所管 8.17 新潟市で米騒動が起きる 6.28 ベルサイユ講和条約調印
大正8年(1919)	1. - 最初の料金改定(共用栓の改定は4月から実施)	8. - 石山村馬越、鴉又の一部を編入する
大正10年(1921)	7. - 料金改定(放任給水制廃止、全戸計量制・基本料金制採用)	4. 8 水道条例改正(内務大臣権限の一部を地方長官に委任) - - 大正10年から大正11年にかけて腸チフスが流行
大正11年(1922)	3. 1 第四課を水道課に改称 4. - 水道拡張調査設置	2. 6 ワシントン海軍軍縮条約調印 6. 6 新潟市街自動車が新潟市内で路線バス営業を始める 8.25 大津津分水が通水する - - 東京市、大阪市等で塩素消毒採用
大正12年(1923)	5. 1 沼垂地区で応急特別共用給水を開始	4.12 沼垂町で大火(489戸焼失) 9. 1 関東大震災(マグニチュード7.9) 3.20 新潟都市計画区域が認可される 4.22 「治安維持法」公布
大正14年(1925)		10. - メートル法制定に伴い上水協議会が「水道用鑄鉄管規格」を制定
大正15年昭和元年(1926)		3.31 新潟港の県管埠頭が完成する 8. 6 日本放送協会(NHK)設立 - - 上水協議会が「水道用給水栓規格」を制定 - - 上水協議会が協定試験法を改訂し「協定上水試験法」として定める
昭和2年(1927)	6.24 大津津分水せき破損、信濃川減水で塩水遡上	3. - 木崎村の小作争議でデモ隊と警官隊が衝突(久平橋事件) - - 昭和金融恐慌が起こる(銀行の倒産) 8. - 中島鏡治博士記念「日本水道史」刊行
昭和3年(1928)	3.31 第1回拡張事業認可(7月着手) 4. - 水道拡張部設置 5. - 料金改定	10. - 工業品規格統一調査会が上水協議会の「水道用鑄鉄管規格」を日本標準規格(JES)として制定
昭和4年(1929)		4.20 萬代橋上流両岸の埋め立て工事が始まる 8.23 3代目萬代橋(コンクリート橋)が完成する 10.24 世界恐慌が起こる - - 東京市が硫酸銅による藻類の除去を実施(村山貯水池)
昭和5年(1930)		9.17 新潟市管飛行場(現在の新潟空港)の使用が開始される - - 高級鑄鉄管の生産開始
昭和6年(1931)	1. - 寒波により150余ヶ所の給水管が破損 2. - 寒波により160余ヶ所の給水管が破損 9. - 第1回拡張事業完了(11.14竣工式)	8.20 沼和橋が開通する 9. 1 上越線が全線開通する 9.18 満州事変が起こる
昭和7年(1932)	10. 1 沼垂地区各戸給水開始(約1,200戸) 12. - 料金改定 12. 1 市営船舶給水開始 7. 7 塩素注入の開始 10. - 料金改定	10.25 日本放送協会新潟放送局の試験放送が始まる - - 石綿セメント管の生産開始 - - 上水協議会が水道用制水弁などの規格を策定 5.12 上水協議会を改組し「社団法人水道協会」設立 5.15 五一五事件起こる 9.21 新潟県庁庁舎完成
昭和8年(1933)		3. 3 昭和三陸地震(マグニチュード8.1、津波による被害が甚大) 3.27 日本が国際連盟脱退 6.12 市役所水道課から火災発生、庁舎焼失 8.15 新潟電鉄(県庁前〜燕)全線開通 9. 2 国会で水道協会の「上下水道国庫補助に関する請願」を採択
昭和9年(1934)		10.16 阿賀野川改修工事が完了 10. - 水道協会が水道用高級鑄鉄管の規格を制定 4. - 新規水道事業に対する国庫補助打ち切り 12.29 日本がワシントン海軍軍縮条約破棄

資料

年	新潟市水道関係事項	新潟市・県、国内水道、一般事項
昭和10年 (1935)	4. 料金改定(基本水量制採用) 4. 特別会計に移行 - 市役所沼垂出張所内に水道関係係員を常駐させる	2. 新潟西海岸の海岸決壊が問題になる 2.21 東港線が開通する 4.12 日本海汽船の新潟～北朝鮮航路が政府命令航路に指定される 6.20 水道協会が鑄鉄管検査業務を開始 10. 1 新潟工業用水組合が給水を開始する 2.26 二・二六事件起こる 9. 1 新潟鉄道局が開局する - 水道協会が「水道協会協定上水試験法」を決議 7. 7 日中戦争が始まる 9.29 万代百貨店(後の新潟大和)が開店 9.30 小林百貨店(後の新潟三越)が開店 1.11 厚生省発足(水道行政は厚生省と内務省の共管) 4. 1 「国家総動員法」公布 8.12 新潟港が満州開拓移民の出発港に指定される 11.21 新潟市公会堂が完成する
昭和11年 (1936)	4. 常時塩素消毒開始(関屋浄水所で一元管理)	7. 8 「国民徴用令」公布 9. 1 第二次世界大戦が始まる 9.18 「価格等統制令」公布 9.27 日独伊三軍軍事同盟締結 - 水道協会が「水道協会協定上水試験法」を改定(新たに生物学的試験法を追加) - 新潟鮮魚問屋が柳島に移転して新潟中央水産市場になる 9. 水道協会が「水道防空要領」を策定 12. 8 日本軍が「真珠湾攻撃、太平洋戦争」が始まる
昭和12年 (1937)	1.26 新潟鉄道局(鳥屋野村)への給水に伴う水道拡張工事認可	1.10 3代目市役所庁舎が完成する
昭和13年 (1938)		6. 東京市で通増型料金制を採用 6. 1 大形村と合併する 12. 8 石山村、鳥屋野村と合併する
昭和14年 (1939)	- 1日最大給水量が施設能力を突破 - 第2回拡張計画をまとめるも、戦争の影響による資材や労働力不足のため中止	5. アメリカーナの爆撃機による新潟港への機雷投下が始まり、港が封鎖される 8.15 終戦の詔勅が放送され、太平洋戦争が終わる 9.22 GHQが「公衆衛生対策に関する覚書」を発令(特に水道の衛生管理指示、塩素消毒の強化) 9.25 新潟市に進駐したアメリカ軍が、市公会堂に團司令部を置く 10.24 国際連合発足 3. 3 「物価統制令」が公布施行され、水道料金の統制が始まる(昭和27年まで) 3.13 東洋合資の労働争議で組合が168日間の生産管理闘争に突入する 9. 水道協会が「漏水防止対策要綱」策定 11. 3 「日本国憲法」公布(S22.5.3施行) 12.21 南海地震(マグニチュード8.0) - 7代目伊藤文吉が財団法人史蹟文化振興会を設立、自邸を博物館とする(昭和24年に北方文化博物館と名称変更)
昭和15年 (1940)	2.27 日本軽金属新潟工場(鳥屋野村)への給水に伴う市外区域水道施設事業完了 8.14 「送水管・配水管連絡計画」をまとめて市に提出 10. 井戸水の水質調査を実施(S16.10～S17.31にかけて実施)	1.31 GHQが二・一ゼネスト中止を指令 4.17 「地方自治法」公布(S22.5.3施行) 6.11 北陸瓦斯が天然ガス井戸の掘削に成功 10. 8 天皇陛下新潟巡幸(10.8～10.10) 12.31 内務省廃止 6.13 栗ノ木排水機場の運転が始まる 6.28 福井地震(マグニチュード7.1) 7. 7 「地方財政法」公布 7. 8 建設省発足、同省都市局に水道課設置 7.15 厚生省公衆保健局が公衆衛生局に組織替え、水道課を設置 8.23 万代橋の欄干が崩壊、花火見物客が信濃川に転落(11名死亡、29名重軽傷) 12.19 GHQが経済安定9原則を指令 5. 厚生省が「水道法私案」を公表 6. 1 新潟大学が開学する 7. 1 日本標準規格(JIS)が日本工業規格(JIS)に変更 11.30 GHQ新潟民事務部が廃止、公会堂が市に返還される 6.25 朝鮮戦争が始まる 7.27 佐渡弥彦国定公園が指定される(昭和156年から佐渡弥彦山国定公園と改称) 7.31 「地方税法」公布 7. 建設省が「水道法私案」を公表 8. 1 水道協会が「飲料水の判定標準とその試験方法」を策定 12.13 「地方公務員法」公布(S26.2.13施行) - 水道協会が「水道用ろ過砂判定基準」を策定
昭和16年 (1941)	8.14 「送水管・配水管連絡計画」をまとめて市に提出 10. 井戸水の水質調査を実施(S16.10～S17.31にかけて実施)	
昭和17年 (1942)		
昭和18年 (1943)		
昭和19年 (1944)	7. 8 新潟地方航空機乗員養成所(松ヶ崎浜村)への配水管布設工事完了 9. 進駐米軍が塩素注入量増加を指令 10. 料金改定(10年ぶりの料金改定)	
昭和20年 (1945)		
昭和21年 (1946)	4. 料金改定	
昭和22年 (1947)	4. 料金改定	
昭和23年 (1948)	1. 料金改定 5. 給水制限を実施 7. 料金改定(量水器使用料を新たに徴収) 7. 駐留米軍の新潟軍政部が水道施設拡張を勧告 7.25 第2回拡張事業認可(同月着手) 10. 料金改定 10.22 水道協会第16回総会が新潟市で開かれる(10.22～10.23)	
昭和24年 (1949)	7. 料金改定	
昭和25年 (1950)		

年	新潟市水道関係事項	新潟市・県、国内水道、一般事項
昭和26年 (1951)	3. 第2回拡張事業完了 4. 料金改定 4. 配水管整備5カ年計画着手 10. 管所通に加圧ポンプ所設置 10. 「新潟市上水道職員組合」結成(S29に「新潟水道労働組合」と改名)	3. モルタルライニング鑄鉄管生産開始 3.21 會津八一、澤田敬義、荻野久作の各氏が新潟市名誉市民の称号を受ける 5. 1 電力会社再編で東北電力が発足、新潟県内はその管下に 9. 8 サフランシスコ平和条約、旧日米安保条約調印 9.21 新潟港が重要港湾に指定される 12.17 2代目泰平橋が完成する
昭和27年 (1952)	3. 水道課が川岸町の独立庁舎へ移転 4. 料金改定 10. 1 水道局発足(3課1室) 11. 1 料金徴収を前納制から集金制へ改める 12. 市役所内に西堀派出所を開設 - 連合専用契約廃止 1. 水道事業会計の実施	1.15 新潟港の機雷掃海が終わり、港の安全宣言が出される 3.16 新潟市内通話の電話交換が自動化 7.31 「地方公営企業労働関係法」公布(10.1施行) 8. 1 「地方公営企業法」公布(10.1施行) 8. 1 厚生省が「水道料金について」通達(水道料金が届出制へ) 8. 1 ラジオ新潟(後に新潟放送と改称)が本放送を始める 4.20 厚生省が「水道維持管理指針」を策定 6.15 厚生省が「水道と生活改善要領」を策定 7. 1 新潟県産業観光大博覧会が開催される 9. 1 「町村合併促進法」公布(10.1施行) 10. 水道協会が「水道施設の耐震工法」刊行 3. 3 「ダクト用鑄鉄管の生産開始」 4. 5 松ヶ崎浜村と合併する 5.19 厚生、建設、通産の3省共管の水道法案国会提出(継続審議、翌年廃案) 7. 1 自衛隊が発足 11. 1 濁川村、南浜村、坂井輪村と合併する - 小田原市で粉末活性炭処理を実施 4.28 日本水道工業会発足
昭和28年 (1953)		7.13 第3回拡張事業認可(同月着手) 10. 新潟大火被災者による水道料金減免措置を実施
昭和29年 (1954)	4. 料金改定(地方公営企業法適用後初) 4. 市役所沼垂出張所内に沼垂派出所を開設	10. 1 新潟大火で市役所をはじめ中心市街地の多くの建物が焼失 10. 水道協会が「水道施設基準」を制定 12.29 「地方財政再建促進特別措置法」公布 - メカニカル継手鑄鉄管の生産開始 - 市街地の堀の埋立てが本格化する
昭和30年 (1955)		1. 1 弥彦神社二年参り雑踏事故で死者124人 3.16 社団法人水道協会が社団法人日本水道協会に改組 4.15 白新線が全線開通する 6.11 「工業用水法」公布(地下水保全、地盤沈下防止などのための揚水規制) 8. 1 建設省に計画局(水道課を含む)設置 10.19 日ソ国交回復に関する共同宣言調印 12.18 日本が国際連合に加盟 - 東京都水道で塩化ビニル管の使用を承認 - 地盤沈下による浸水騒ぎが新潟港周辺で起こる 1.18 「水道行政の取り扱いに関する件」を閣議決定(上水道は厚生省の所管に) 5. 3 大江山村、曾野木村、両川村と合併する 6. 1 公営企業金融公庫設立(その後、H20.10.1より地方公営企業等金融機構、H21.6.1より地方公共団体金融機構と改組) 6.15 「水道法」公布(12.14施行、「水道条例」廃止) 9. 6 厚生省が「水道整備10箇年計画」を策定 - 京都市水道で2段ろ過法採用 2.20 4代目市役所庁舎が完成する 4.25 「工業用水道事業法」公布 4.29 新潟駅が移転し、現新潟駅が開業する 7. 4 日本水道協会が「標準給水条例」を作成 7.16 水質基準に関する厚生省令公布 9. 9 「水質汚濁防止対策要綱」を閣議了解 12.23 東京タワー完成(高さ333m) 12.25 「公共用水域の水質保全に関する法律」公布 12. - NHK新潟放送局(12.1)、ラジオ新潟(12.25)がテレビの本放送を開始する
昭和31年 (1956)	3. 夏の水不足対策の一環として初めてパイプクリーニングを実施 4. 料金改定 4. 1 「公認水道事業者制度」実施 4. 1 船舶給水を民間に委託 - 戸番をもとにした漏水調査を開始	7.25 第1回全国水道週間開催 9.26 伊勢湾台風(死者4,697人、行方不明者401人) 12.14 新潟港を出発港とする北朝鮮帰還者の帰還事業が始まる - 地盤沈下対策として天然ガスの採取規制が始まる
昭和32年 (1957)	7. 5 鳥屋野浄水所一部通水(東新潟地区の給水不良も一応解消)	1.11 内野町と合併する 1.19 日米新安保条約調印 5.23 チリ地震に伴う津波発生 6. 1 水質基準に関する省令改正 9. 厚生省が新しく「水道整備10カ年計画」を作成 10. 厚生省が「漏水防止対策要領」を通知 12.27 国民所得倍増計画決定 - 全国水道普及率50%突破 - 札幌市で過マンガン酸カリによる除マンガン処理開始
昭和33年 (1958)	7. 日本水道協会新潟県支部設立総会を直江津市(現在の上越市)で開催 9.30 「新潟市給水条例」公布(「新潟市水道使用条例」廃止)	6. 1 厚生省環境衛生部が環境衛生局に昇格 6. 1 赤塚村、中野小屋村と合併する 11.13 「水資源開発促進法」および「水資源開発公団法」の水資源開発2法制定
昭和34年 (1959)	2.17 青山浄水所増補改良事業認可(4月着手) 7. 料金徴収を前納制から後納制へ改める	
昭和35年 (1960)		
昭和36年 (1961)	6. 第3回拡張事業第1期工事完了 7. 第3回拡張事業第2期工事着手	

年	新潟市水道関係事項	新潟市・県、国内水道、一般事項
昭和36年 (1961)		<ul style="list-style-type: none"> ― プラスチックメーターの量産始まる ― 広島市で傾斜板式沈でん池採用 6.10 信越線の新潟～長岡間の電化完成 9. 6「激甚災害法」公布 9.17 水道法改正(行政不服審査法の施行に伴う) 9. ― 厚生省が「水道整備緊急5箇年計画」を策定 10. 5 全国総合開発計画が閣議決定される 12. 1 八千代橋が完成する 12.22 「新潟市災害対策本部設置条例」制定(S38.15施行)
昭和37年 (1962)		
昭和38年 (1963)	<ul style="list-style-type: none"> 2.28 第4回拡張事業認可(4月着手) 3. ― 第3回拡張事業完了 10. ― 料金改定(用途種別の変更、量水器使用料廃止) 10. ― 内野配水池完成 12. ― 4楯山配水所工事着手 	<ul style="list-style-type: none"> 1. ― 三八豪雪、日本海沿岸を襲う 7.12 新潟地区新産業都市計画が閣議決定される(S39.2.28指定) 8.23 チューリップを新潟県の花とする ― 新潟港の山ノ下埠頭完成
昭和39年 (1964)	<ul style="list-style-type: none"> 3. ― 青山浄水所増補改良事業完了 6.16 新潟地震発生(マグニチュード7.5、全市断水) 7.15 西新潟地区の応急復旧工事が完了 7.30 東新潟地区の応急復旧工事が完了(山ノ下地区の一部除く) 8. ― 検針業務再開 11.30 全市応急復旧(各戸給水)完了 11. ― 4楯山浄水所工事着手 	<ul style="list-style-type: none"> 1.24 厚生省が「環境衛生関係に係る物価安定対策について」を通知(水道料金の値上げ自粛を指導、12.17解除) 4. ― 日本水道協会から日本下水道協会が独立 5. ― 船見下水処理場が下水処理が始まる 6. 6 第19回国民体育大会(新潟国体)が開催される(6.6～6.11) 7.10 新「河川法」公布 10. 1 東海道新幹線開業(東京～新大阪) 10.10 東京オリンピック開催(10.10～10.24) ― 全国的に湯水(東京都では8月に50%給水制限を実施) 1.28 新潟市とアメリカのガルバストン市が姉妹都市になる 4.23 新潟市とソ連(現ロシア)のハロフスク市が姉妹都市になる 6.12 新潟大学教授が阿賀野川流域に有機銀中毒(新潟水俣病)の発生を発表 10.12 地方公営企業調査会が「地方公営企業の改善に関する答申」を発表
昭和40年 (1965)	<ul style="list-style-type: none"> ― 隔月検針・隔月徴収の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 9.13 トキを新潟県の鳥とする 2. ― 東京都で日経別料金体系を採用 5. 6 水質基準に関する省令改正(陰イオン界面活性剤の基準追加など) 7. 5 地方公営企業法改正(管理者の権限強化など) 7.17 集中豪雨が下越地方を襲う(7.17水害) 8.30 厚生省公害審議会が「水道の広域化方策と水道の経営特に経営方式について」答申 8.27 キュッキバキを新潟県の木とする 6. 1 新潟港が特定重要港湾に指定される 6.12 新潟水俣病患者が新潟地裁へ提訴 7. ― 日本水道協会が「水道料金算定要領」策定 7. 8 新潟港開港100年・新潟震災復興記念新潟大博覧会が開催される(7.8～7.31、博覧会に合わせて新潟市水族館、西海岸屋外プールが開設される) 8. 3 「公害対策基本法」公布 11.21 新潟県民会館が完成する ― 厚生省が「生活環境整備5カ年計画」公表 1. ― 親松排水機場が完成する 5.16 十勝沖地震(マグニチュード7.9) 6.26 小笠原諸島復帰 9.17 日本水道協会が「水道制度に関する答申」を発表 10.10 新潟市がスポーツと音楽都市宣言をする
昭和41年 (1966)	<ul style="list-style-type: none"> 3. ― 新潟地震災害恒久復旧事業完了 3.30 4楯山1回目計画変更(両川地区を給水区域に編入) 6. ― 給水装置工事に伴う配水管の負担方法についての内規(印鑑制度)制定 11. ― 沼垂派出所が東新潟出張所として再スタート 12.23 「新潟市水道事業の設置及び経営の基本に関する条例」制定(S42.1.1施行、施設の名称を所から場に変更) 	<ul style="list-style-type: none"> 7. 5 地方公営企業法改正(管理者の権限強化など) 7.17 集中豪雨が下越地方を襲う(7.17水害) 8.30 厚生省公害審議会が「水道の広域化方策と水道の経営特に経営方式について」答申 8.27 キュッキバキを新潟県の木とする 6. 1 新潟港が特定重要港湾に指定される 6.12 新潟水俣病患者が新潟地裁へ提訴 7. ― 日本水道協会が「水道料金算定要領」策定 7. 8 新潟港開港100年・新潟震災復興記念新潟大博覧会が開催される(7.8～7.31、博覧会に合わせて新潟市水族館、西海岸屋外プールが開設される) 8. 3 「公害対策基本法」公布 11.21 新潟県民会館が完成する ― 厚生省が「生活環境整備5カ年計画」公表 1. ― 親松排水機場が完成する 5.16 十勝沖地震(マグニチュード7.9) 6.26 小笠原諸島復帰 9.17 日本水道協会が「水道制度に関する答申」を発表 10.10 新潟市がスポーツと音楽都市宣言をする
昭和42年 (1967)	<ul style="list-style-type: none"> 2.22 4楯山2回目計画変更(信濃川取水場の新設、曾野木地区を給水区域に編入) 3. ― 4楯山浄水場浄水場工事が完了 6. ― 4楯山浄水場浄水場工事着手 6. ― 営業部門(測定事務)で電子計算機採用(委託) 10.16 4楯山3回目計画変更(西野地区を給水区域に編入) 	<ul style="list-style-type: none"> 6. 1 新潟港が特定重要港湾に指定される 6.12 新潟水俣病患者が新潟地裁へ提訴 7. ― 日本水道協会が「水道料金算定要領」策定 7. 8 新潟港開港100年・新潟震災復興記念新潟大博覧会が開催される(7.8～7.31、博覧会に合わせて新潟市水族館、西海岸屋外プールが開設される) 8. 3 「公害対策基本法」公布 11.21 新潟県民会館が完成する ― 厚生省が「生活環境整備5カ年計画」公表 1. ― 親松排水機場が完成する 5.16 十勝沖地震(マグニチュード7.9) 6.26 小笠原諸島復帰 9.17 日本水道協会が「水道制度に関する答申」を発表 10.10 新潟市がスポーツと音楽都市宣言をする
昭和43年 (1968)	<ul style="list-style-type: none"> 4. ― 料金改定(平均改定率48.5%、地区別の働きかけもあり議会で紛糾したが何とか議決) 5. ― 4楯山浄水場浄水場の本体工事完成(鳥屋野浄水場向け導水開始) 5. ― 4楯山配水池完成 5. ― メーター取替業務を委託化 5. ― 集合住宅について入居戸数案分により一般住宅並みの料金で算定する制度を導入 6. ― 水道料金の口座振替開始 7. ― 4楯山浄水場浄水場工事着手 8. ― 閑屋(水道創設の地)に新庁舎(本局)が完成(8.9竣工式) 11.11 県が新潟市に呼びかけ「東港を中心とした上水道対策会議」を開催 11. ― 鳥屋野浄水場で前塩素処理を正式に開始(鉄、マンガン除去対策) 3.31 北部水道事業認可(7月着手) 3. ― 蒲原町に初代東庁舎完成、4月1日から東営業所として業務開始 4. 1 伝票式による会計制度スタート(同年2月「伝票式会計制度実施要領」作成) 7. ― 4楯山浄水場浄水場工事が完了(青山浄水場向け導水開始) ― 石綿セメント管布設取りやめ 3. 4楯山浄水場第1期工事が完了(寺地取水場、閑屋浄水場廃止) 7. 財団法人新潟水道サービス設立(7.22設立許可) 8.18 新潟市水道創設60周年記念式典・日本海タワーしゅん工式挙行 8. ― 信濃川水系水質保全連絡協議会設立 9. ― 新潟東港地区専用水道組合発足(県、市、企業3社)、9月から給水開始 11. ― 阿賀野川水系水質保全連絡協議会設立 11. ― 水質管理課設置 	<ul style="list-style-type: none"> 6. 1 新潟港が特定重要港湾に指定される 6.12 新潟水俣病患者が新潟地裁へ提訴 7. ― 日本水道協会が「水道料金算定要領」策定 7. 8 新潟港開港100年・新潟震災復興記念新潟大博覧会が開催される(7.8～7.31、博覧会に合わせて新潟市水族館、西海岸屋外プールが開設される) 8. 3 「公害対策基本法」公布 11.21 新潟県民会館が完成する ― 厚生省が「生活環境整備5カ年計画」公表 1. ― 親松排水機場が完成する 5.16 十勝沖地震(マグニチュード7.9) 6.26 小笠原諸島復帰 9.17 日本水道協会が「水道制度に関する答申」を発表 10.10 新潟市がスポーツと音楽都市宣言をする
昭和44年 (1969)	<ul style="list-style-type: none"> 7. 4楯山浄水場浄水場工事が完了(青山浄水場向け導水開始) ― 石綿セメント管布設取りやめ 3. 4楯山浄水場第1期工事が完了(寺地取水場、閑屋浄水場廃止) 7. 財団法人新潟水道サービス設立(7.22設立許可) 8.18 新潟市水道創設60周年記念式典・日本海タワーしゅん工式挙行 8. ― 信濃川水系水質保全連絡協議会設立 9. ― 新潟東港地区専用水道組合発足(県、市、企業3社)、9月から給水開始 11. ― 阿賀野川水系水質保全連絡協議会設立 11. ― 水質管理課設置 	<ul style="list-style-type: none"> 5.30 新全国総合開発計画を閣議決定 7.20 アポロ11号が月に着陸 11.19 新潟東港の開港宣言が行われる ― 農産物の自由化進む ― 旧新潟税関庁舎が国の重要文化財に指定される 3.14 大阪で万国博覧会開催(3.14～9.13) 3.31 よど号ハイジャック事件発生 4. ― 厚生省公害審議会が「水道原水水質基準」を答申 4.14 「建築物における衛生的環境に関する法律(ビル管理法)」公布 12.18 厚生省が「赤水対策について」通知 12.25 「水質汚濁防止法」公布
昭和45年 (1970)	<ul style="list-style-type: none"> 11. ― 阿賀野川水系水質保全連絡協議会設立 11. ― 水質管理課設置 	<ul style="list-style-type: none"> 3.14 大阪で万国博覧会開催(3.14～9.13) 3.31 よど号ハイジャック事件発生 4. ― 厚生省公害審議会が「水道原水水質基準」を答申 4.14 「建築物における衛生的環境に関する法律(ビル管理法)」公布 12.18 厚生省が「赤水対策について」通知 12.25 「水質汚濁防止法」公布

年	新潟市水道関係事項	新潟市・県、国内水道、一般事項
昭和45年 (1970)	<ul style="list-style-type: none"> 12. ― 本局に応急無線局を開設 ― 第1回配水管整備事業着手 1. ― 遠方監視制御装置稼働(青山系、鳥屋野系) 4. 1 北部水道一部通水開始 8. 1 業務・技術の2部制に移行(次長制廃止) 9. ― 青山水道遊園開園 	<ul style="list-style-type: none"> 2. 1 「新潟市公害防止条例」施行 7. 1 環境庁が発足 8. ― 新潟大学が五十嵐キャンパスに大学本部移転 8.15 アメリカがドル防衛措置を発表(ドル・ショック) 10. ― 新潟事務所が西大畑から山ノ下に移転 11.30 タンカー「ジュリアナ号」が日相浜で座礁し、大量の原油が流出する 12.28 公共用水域の環境基準設定される 2.19 連合赤軍あさま山荘事件 2.22 日本水道協会が「給水装置直結器具等の取り扱いに関する件」決定 5. ― 新潟西港で度濃川の運輸所所属「海鱈丸」が機雷に触れ沈没(死者2人、重軽傷者37人) 5.15 沖繩の返還で沖繩県が発足 8.10 閑屋分水路の通水式が行われる 9.29 日中国交正常化 2.14 円が変動相場制に移行、国際取次の赤字続く 6.15 新潟空港町の国際定期航空路、新潟～ハロフスク線開設 10.25 新潟市民病院開院 10.30 厚生省生活環境審議会が「水道の未来像とそのアプローチ方法について」を答申 11.22 新潟バス、亀田バスが開通する 11.23 万代シティバスセンタービルが完成する ― オゾン処理を行うニ崎市神崎浄水場完成 ― 第1次オイルショック
昭和46年 (1971)		
昭和47年 (1972)	<ul style="list-style-type: none"> 1. ― 電話による使用開始、使用中止などの異動受付開始 6. ― 4楯山浄水場第2期工事が完了 7. ― 給水装置立ち上がり部分は鋼管とする 11. ― 4楯山阿賀野川浄水場工事着手 12. 1 4楯山阿賀野川水利権許可 	<ul style="list-style-type: none"> 4.15 厚生省環境衛生局に水道環境部設置 4.19 厚生省が「水銀の水質基準について」通知 6.26 国土庁が発足 7.10 厚生省が「アクリルアミド等について飲料水の水質基準」を通知 7. ― 浄水場が水質汚濁防止法の特定施設に指定(S51.6から規制) ― 戦後初の経済マイナス成長、物価問題深刻化 4. 1 新潟県政記念館が県議会旧議事堂に開館する 4.30 ベトナム戦争が終わる 5. ― 日本水道協会が「浄水場排水処理施設設計指針」を刊行
昭和48年 (1973)	<ul style="list-style-type: none"> 2. ― 給配水に係る「開発行為許可基準」を作成 2. ― 北部水道事業完了 7.25 新潟東港地域水道用供給企業団を設立(新潟市、新発田市、豊栄市、紫雲寺町、聖籠町) 8. ― 信濃川濁水で塩水遡上 9. 9. 「配水管工事負担金取扱要項」の制定(印鑑制度廃止) 10.22 北部水道第1回拡張事業認可(11月着手) ― 管修理に凍結工法を採用 3. ― 北部水道第1回拡張事業完了 7. ― 阿賀野川浄水場第1期工事が完了 11. ― 集合住宅についてパネルメーターによる各戸検針・各戸徴収開始 ― 新潟市歯科医師会などが水道へのフッ素添加を要請 	<ul style="list-style-type: none"> 4.15 厚生省環境衛生局に水道環境部設置 4.19 厚生省が「水銀の水質基準について」通知 6.26 国土庁が発足 7.10 厚生省が「アクリルアミド等について飲料水の水質基準」を通知 7. ― 浄水場が水質汚濁防止法の特定施設に指定(S51.6から規制) ― 戦後初の経済マイナス成長、物価問題深刻化 4. 1 新潟県政記念館が県議会旧議事堂に開館する 4.30 ベトナム戦争が終わる 5. ― 日本水道協会が「浄水場排水処理施設設計指針」を刊行
昭和49年 (1974)	<ul style="list-style-type: none"> 3.11 北部水道第2回拡張事業認可(4月着手) 3. ― 第1回配水管整備事業完了(以降継続的な事業展開を図る) 4. 1 鳥屋野浄水場施設改良3カ年事業着手 6. ― 北部水道第2回拡張事業完了 11.15 信濃川水系へのシアン流入事故(三条市内の工場から流出) 12. ― 経営健全化プロジェクト設置(口座振替の推進が主要テーマ) 2.17 4楯山2回目計画変更(大江山地区および横越村駒込、藤山、平山地区を給水区域に編入) 	<ul style="list-style-type: none"> 4.15 厚生省環境衛生局に水道環境部設置 4.19 厚生省が「水銀の水質基準について」通知 6.26 国土庁が発足 7.10 厚生省が「アクリルアミド等について飲料水の水質基準」を通知 7. ― 浄水場が水質汚濁防止法の特定施設に指定(S51.6から規制) ― 戦後初の経済マイナス成長、物価問題深刻化 4. 1 新潟県政記念館が県議会旧議事堂に開館する 4.30 ベトナム戦争が終わる 5. ― 日本水道協会が「浄水場排水処理施設設計指針」を刊行
昭和50年 (1975)	<ul style="list-style-type: none"> 11.15 信濃川水系へのシアン流入事故(三条市内の工場から流出) 12. ― 経営健全化プロジェクト設置(口座振替の推進が主要テーマ) 2.17 4楯山2回目計画変更(大江山地区および横越村駒込、藤山、平山地区を給水区域に編入) 	<ul style="list-style-type: none"> 4.15 厚生省環境衛生局に水道環境部設置 4.19 厚生省が「水銀の水質基準について」通知 6.26 国土庁が発足 7.10 厚生省が「アクリルアミド等について飲料水の水質基準」を通知 7. ― 浄水場が水質汚濁防止法の特定施設に指定(S51.6から規制) ― 戦後初の経済マイナス成長、物価問題深刻化 4. 1 新潟県政記念館が県議会旧議事堂に開館する 4.30 ベトナム戦争が終わる 5. ― 日本水道協会が「浄水場排水処理施設設計指針」を刊行
昭和51年 (1976)	<ul style="list-style-type: none"> 5. ― 料金改定(平均改定率48.8%、用途別料金体系から日経別料金体系に移行) ― 有取率改善検討会を設置、配水量分析方法を見直し 1. ― 集金制廃止(口座制、納付制へ) ― 市内を3ブロックに分けての漏水調査に着手 9.18 信濃川水系へのシアン流入事故(三条市内の工場から流出) 11. ― 4楯山阿賀野川浄水場完成(11.24竣工式) 12. ― 1回閑屋浄水場のポンプ室を改修し材料検査室、市職員研修所として利用 	<ul style="list-style-type: none"> 4.15 厚生省環境衛生局に水道環境部設置 4.19 厚生省が「水銀の水質基準について」通知 6.26 国土庁が発足 7.10 厚生省が「アクリルアミド等について飲料水の水質基準」を通知 7. ― 浄水場が水質汚濁防止法の特定施設に指定(S51.6から規制) ― 戦後初の経済マイナス成長、物価問題深刻化 4. 1 新潟県政記念館が県議会旧議事堂に開館する 4.30 ベトナム戦争が終わる 5. ― 日本水道協会が「浄水場排水処理施設設計指針」を刊行
昭和52年 (1977)	<ul style="list-style-type: none"> 3. ― 第4回拡張事業完了(4.8通水式) 8. 4 信濃川濁水調整協議会設立 ― 阿賀野川濁水で塩水遡上 ― 図面台帳作成に着手(昭和53年～昭和58年の6カ年で作成計画) 	<ul style="list-style-type: none"> 4.15 厚生省環境衛生局に水道環境部設置 4.19 厚生省が「水銀の水質基準について」通知 6.26 国土庁が発足 7.10 厚生省が「アクリルアミド等について飲料水の水質基準」を通知 7. ― 浄水場が水質汚濁防止法の特定施設に指定(S51.6から規制) ― 戦後初の経済マイナス成長、物価問題深刻化 4. 1 新潟県政記念館が県議会旧議事堂に開館する 4.30 ベトナム戦争が終わる 5. ― 日本水道協会が「浄水場排水処理施設設計指針」を刊行
昭和53年 (1978)	<ul style="list-style-type: none"> 3. ― 第4回拡張事業完了(4.8通水式) 8. 4 信濃川濁水調整協議会設立 ― 阿賀野川濁水で塩水遡上 ― 図面台帳作成に着手(昭和53年～昭和58年の6カ年で作成計画) 	<ul style="list-style-type: none"> 4.15 厚生省環境衛生局に水道環境部設置 4.19 厚生省が「水銀の水質基準について」通知 6.26 国土庁が発足 7.10 厚生省が「アクリルアミド等について飲料水の水質基準」を通知 7. ― 浄水場が水質汚濁防止法の特定施設に指定(S51.6から規制) ― 戦後初の経済マイナス成長、物価問題深刻化 4. 1 新潟県政記念館が県議会旧議事堂に開館する 4.30 ベトナム戦争が終わる 5. ― 日本水道協会が「浄水場排水処理施設設計指針」を刊行
昭和54年 (1979)	<ul style="list-style-type: none"> 5. 8 魚野川へフェノールメチルアルコール樹脂液流入事故(小出町で発生した大型タンクローリー車転落事故が原因) 9.26 南浜地区拡張事業認可(11.6起工式、これを機に北部水道事業を統合) 10. 水質管理センター完成 	<ul style="list-style-type: none"> 4.15 厚生省環境衛生局に水道環境部設置 4.19 厚生省が「水銀の水質基準について」通知 6.26 国土庁が発足 7.10 厚生省が「アクリルアミド等について飲料水の水質基準」を通知 7. ― 浄水場が水質汚濁防止法の特定施設に指定(S51.6から規制) ― 戦後初の経済マイナス成長、物価問題深刻化 4. 1 新潟県政記念館が県議会旧議事堂に開館する 4.30 ベトナム戦争が終わる 5. ― 日本水道協会が「浄水場排水処理施設設計指針」を刊行
昭和55年 (1980)	<ul style="list-style-type: none"> 5. ― 営業部門(収納事務)で電子計算機導入(直営) ― 阿賀野川浄水場取水塔に表面取水装置設置 10.11 新潟市水道創設70周年記念式典挙行 	<ul style="list-style-type: none"> 4.15 厚生省環境衛生局に水道環境部設置 4.19 厚生省が「水銀の水質基準について」通知 6.26 国土庁が発足 7.10 厚生省が「アクリルアミド等について飲料水の水質基準」を通知 7. ― 浄水場が水質汚濁防止法の特定施設に指定(S51.6から規制) ― 戦後初の経済マイナス成長、物価問題深刻化 4. 1 新潟県政記念館が県議会旧議事堂に開館する 4.30 ベトナム戦争が終わる 5. ― 日本水道協会が「浄水場排水処理施設設計指針」を刊行

年	新潟市水道関係事項	新潟市・県、国内水道、一般事項
昭和56年 (1981)	4.25 南浜地区に給水開始 7 - 乙分水栓陸上 12 - 新潟市埋設物災害防止連絡協議会が発足	1 - 国連「水と衛生の10か年」始まる 3.25 厚生省が「トリハロメタン対策について」通知 4 - 自治省が一般会計出資債を制度化 4.3 厚生省が「雑用水道の暫定水質基準」を通知 7.21 万代島のフェリー基地が完成する 5.30 行政管理局が「改正水道法の施行状況に関する調査結果」を公表 6 - 新潟水保病の未認定患者が第二次訴訟提訴 6.6 沖根県で給水制限326日を記録(S56.7.10 ~ S57.6.6) 7 - 本川大橋が一般車両向けの共用を開始 9.3 行政管理局が「震災対策に関する勧告」を提出 11.15 上越新幹線の新潟～大宮間が開通する - - 新潟交通ストで市内交通が混乱
昭和57年 (1982)	3.17 事業変更認可(黒埼町北地区の一部(流通センター)を給水区域に編入) 3 - 南浜地区拡張事業完了 4 - 料金改定(平均改定率12.7%、口径13mmと16mmの基本水量付廃止) 5.1 交替勤務体制変更(多直制へ移行) 6.10 第60回日本水道協会中部地方支部総会開催(6.10 ~ 6.11) 7 - 給水管の鉛管布設取りやめ、HIVP(耐衝撃性硬質塩化ビニル管)に切り替え 7 - 信濃川下流濁水情報連絡会発足 7 - 阿賀野川濁水情報連絡会発足 8 - 新潟東港臨海水道企業団設立(県と関係市町村) - - 排水処理施設整備事業の一環として各浄水場に天日乾燥床の築造を進めることとする	4.15 東京ディズニーランド開園 5.26 日本海中部地震(マグニチュード7.7) 7.1 上越新幹線開通記念新潟博覧会を開催(7.1 ~ 8.31) 8.10 環境庁が「地下水汚染実態調査結果」を公表 8.31 新潟～東京間の定期航空路が廃止される - - スバイクタイヤによる道路被害が深刻化する - - 五九豪雪(昭和58年～昭和59年にかけて日本列島を襲った記録的豪雪) 2.18 厚生省が「トリクロロエチレン等に関する暫定基準」を通知 3.26 厚生省の生活環境審議会が「高普及時代を迎えた水道行政の今後の方策について」答申 4.3 新潟伊勢丹が開店する 4.8 越後線の新潟大学前駅が開業する 6.16 厚生省の「おいしい水研究会」発足(S60.4.22に報告書) 7.27 「湖沼水質保全特別措置法」公布 7.28 ロサンゼルスオリンピック開催(ソ連不参加) 10 - 日本水道協会が「濁水対策指針」刊行 12.7 新潟市議会が「第三次新潟市総合計画基本構想・基本計画」を議決する
昭和58年 (1983)	4 - 下水道使用料同時徴収開始 7.1 水栓パッキン取り替え有料化へ 10 - 紫竹山に2代目庁舎完成(11.9竣工式)	4.15 東京ディズニーランド開園 5.26 日本海中部地震(マグニチュード7.7) 7.1 上越新幹線開通記念新潟博覧会を開催(7.1 ~ 8.31) 8.10 環境庁が「地下水汚染実態調査結果」を公表 8.31 新潟～東京間の定期航空路が廃止される - - スバイクタイヤによる道路被害が深刻化する - - 五九豪雪(昭和58年～昭和59年にかけて日本列島を襲った記録的豪雪) 2.18 厚生省が「トリクロロエチレン等に関する暫定基準」を通知 3.26 厚生省の生活環境審議会が「高普及時代を迎えた水道行政の今後の方策について」答申 4.3 新潟伊勢丹が開店する 4.8 越後線の新潟大学前駅が開業する 6.16 厚生省の「おいしい水研究会」発足(S60.4.22に報告書) 7.27 「湖沼水質保全特別措置法」公布 7.28 ロサンゼルスオリンピック開催(ソ連不参加) 10 - 日本水道協会が「濁水対策指針」刊行 12.7 新潟市議会が「第三次新潟市総合計画基本構想・基本計画」を議決する
昭和59年 (1984)	2 - 異常寒波で水道管破裂事故多発 8 - 異常濁水により阿賀野川で塩水遡上、長戸呂浄水場は農業用水で急場をしのぐ 9.20 「水道に刺葉を入れる」と市長を脅迫する事件が起こる	4.1 日本電信電話株式会社(NTT)開業(電電公社の民営化) 5.21 千歳大橋が暫定2車線が開通する 5.27 湖沼にかかる窒素、リンの排水基準を設定 6.1 「男女雇用機会均等法」公布(S61.4.1施行) 6.3 新潟県庁の新庁舎が新光町に完成する(6.17開庁式) 8.12 日航ジャンボ機が群馬県御巣鷹山に墜落(死者520人) 9 - 柏崎羽原原発が営業運転開始 10.2 関越自動車道が全線開通する(9.27 ~ 10.20に開通記念の総合交通博覧会を開催) 10.13 新潟市美術館が開館する 11.6 水道法施行令の一部改正(簡易専用水道の規制対象範囲拡大) 3.20 全国給水衛生検査協会設立 4.26 ソ連のチェルノブイリ原発で大規模事故、放射能汚染広がる 12.26 水道法改正(簡易専用水道に係る知事権限を保健所設置市の長に委譲)
昭和60年 (1985)	1 - 阿賀野川へのフェノール流入事故(福島県内の工場から流出) 2 - 中間塩素処理方式を正式に通常処理方式として採用(トリハロメタン対策) 2.1 ハルビン市と水道関係技術交流の実施合意(S60.7.7 ~ 7.13に新潟市水道技術代表团を初派遣、研修を含めた交流を開始) 4 - 「新潟市水道局共同住宅における水道料金の算定の特例に関する規程」を制定し各戸検針各戸徴収を実施 5 - 南山配水場が「近代水道百選」に選定される 8 - 阿賀野川浄水場にまで塩水遡上 11.13 新田地区拡張事業認可	4.1 日本電信電話株式会社(NTT)開業(電電公社の民営化) 5.21 千歳大橋が暫定2車線が開通する 5.27 湖沼にかかる窒素、リンの排水基準を設定 6.1 「男女雇用機会均等法」公布(S61.4.1施行) 6.3 新潟県庁の新庁舎が新光町に完成する(6.17開庁式) 8.12 日航ジャンボ機が群馬県御巣鷹山に墜落(死者520人) 9 - 柏崎羽原原発が営業運転開始 10.2 関越自動車道が全線開通する(9.27 ~ 10.20に開通記念の総合交通博覧会を開催) 10.13 新潟市美術館が開館する 11.6 水道法施行令の一部改正(簡易専用水道の規制対象範囲拡大) 3.20 全国給水衛生検査協会設立 4.26 ソ連のチェルノブイリ原発で大規模事故、放射能汚染広がる 12.26 水道法改正(簡易専用水道に係る知事権限を保健所設置市の長に委譲)
昭和61年 (1986)	3 - 「昭和65年型水運用計画」策定 3 - 新田地区拡張事業完了(4月給水開始) 3 - チェルノブイリ原発事故に対応(放射能測定など) 8 - 口座振替済通知を金融機関による通知から局による通知に切り替え(郵送から検針票へ) - - 青山浄水場施設改良事業着手 5 - 「昭和70年型水道施設基本計画」策定 10.14 日本水道協会第56回総会を新潟市で開催(10.14 ~ 10.16)	4.1 国鉄が分割民営化(JR6社誕生) 4.1 新潟市が「情報公開条例」を施行 4.6 新潟産業振興センターが完成する 9.4 水道法改正(水道施設の整備にNTT株式の売却収入による無利子貸付金を導入) 10.17 近代水道百周年 10.19 ニューヨーク株式市場大暴落(ブラックマンデー) 10.29 国土庁が「全国総合水資源計画(ウォータープラン2000)」策定 3.13 越後線の青山駅が開業する 3.25 (財)水道管路技術センター設立 5.15 第9回アジア卓球選手権大会が開催される(5.15 ~ 5.22) 7.20 北陸自動車道が全線開通する
昭和62年 (1987)	4 - 料金改定(平均改定率17.96%、併せて工事検査手数料を22年ぶりに改定) 7.14 第5回拡張事業認可(8月着手) 8.17 建設省が阿賀野川水利使用を許可 - - 導・送及び大口配水管に耐震管を採用 3 - 青山浄水場施設改良事業(第1期)完了 4 - 新潟東港臨海水道企業団の配水施設維持管理等業務委託を新潟東港地域水道用水供給企業団に移行 8 - 伝票会計一部電算化 9 - 青山直送系国道116号線配水幹線工事完了 10.6 内野配水場施設増強のため機能停止、青山浄水場からの直送へ	4.1 国鉄が分割民営化(JR6社誕生) 4.1 新潟市が「情報公開条例」を施行 4.6 新潟産業振興センターが完成する 9.4 水道法改正(水道施設の整備にNTT株式の売却収入による無利子貸付金を導入) 10.17 近代水道百周年 10.19 ニューヨーク株式市場大暴落(ブラックマンデー) 10.29 国土庁が「全国総合水資源計画(ウォータープラン2000)」策定 3.13 越後線の青山駅が開業する 3.25 (財)水道管路技術センター設立 5.15 第9回アジア卓球選手権大会が開催される(5.15 ~ 5.22) 7.20 北陸自動車道が全線開通する
昭和63年 (1988)	4 - 料金改定(平均改定率17.96%、併せて工事検査手数料を22年ぶりに改定) 7.14 第5回拡張事業認可(8月着手) 8.17 建設省が阿賀野川水利使用を許可 - - 導・送及び大口配水管に耐震管を採用 3 - 青山浄水場施設改良事業(第1期)完了 4 - 新潟東港臨海水道企業団の配水施設維持管理等業務委託を新潟東港地域水道用水供給企業団に移行 8 - 伝票会計一部電算化 9 - 青山直送系国道116号線配水幹線工事完了 10.6 内野配水場施設増強のため機能停止、青山浄水場からの直送へ	4.1 国鉄が分割民営化(JR6社誕生) 4.1 新潟市が「情報公開条例」を施行 4.6 新潟産業振興センターが完成する 9.4 水道法改正(水道施設の整備にNTT株式の売却収入による無利子貸付金を導入) 10.17 近代水道百周年 10.19 ニューヨーク株式市場大暴落(ブラックマンデー) 10.29 国土庁が「全国総合水資源計画(ウォータープラン2000)」策定 3.13 越後線の青山駅が開業する 3.25 (財)水道管路技術センター設立 5.15 第9回アジア卓球選手権大会が開催される(5.15 ~ 5.22) 7.20 北陸自動車道が全線開通する
昭和64年 平成1年 (1989)	4.25 南浜地区に給水開始 7 - 乙分水栓陸上 12 - 新潟市埋設物災害防止連絡協議会が発足	1 - 国連「水と衛生の10か年」始まる 3.25 厚生省が「トリハロメタン対策について」通知 4 - 自治省が一般会計出資債を制度化 4.3 厚生省が「雑用水道の暫定水質基準」を通知 7.21 万代島のフェリー基地が完成する 5.30 行政管理局が「改正水道法の施行状況に関する調査結果」を公表 6 - 新潟水保病の未認定患者が第二次訴訟提訴 6.6 沖根県で給水制限326日を記録(S56.7.10 ~ S57.6.6) 7 - 本川大橋が一般車両向けの共用を開始 9.3 行政管理局が「震災対策に関する勧告」を提出 11.15 上越新幹線の新潟～大宮間が開通する - - 新潟交通ストで市内交通が混乱
昭和65年 平成2年 (1990)	3.17 事業変更認可(黒埼町北地区の一部(流通センター)を給水区域に編入) 3 - 南浜地区拡張事業完了 4 - 料金改定(平均改定率12.7%、口径13mmと16mmの基本水量付廃止) 5.1 交替勤務体制変更(多直制へ移行) 6.10 第60回日本水道協会中部地方支部総会開催(6.10 ~ 6.11) 7 - 給水管の鉛管布設取りやめ、HIVP(耐衝撃性硬質塩化ビニル管)に切り替え 7 - 信濃川下流濁水情報連絡会発足 7 - 阿賀野川濁水情報連絡会発足 8 - 新潟東港臨海水道企業団設立(県と関係市町村) - - 排水処理施設整備事業の一環として各浄水場に天日乾燥床の築造を進めることとする	4.15 東京ディズニーランド開園 5.26 日本海中部地震(マグニチュード7.7) 7.1 上越新幹線開通記念新潟博覧会を開催(7.1 ~ 8.31) 8.10 環境庁が「地下水汚染実態調査結果」を公表 8.31 新潟～東京間の定期航空路が廃止される - - スバイクタイヤによる道路被害が深刻化する - - 五九豪雪(昭和58年～昭和59年にかけて日本列島を襲った記録的豪雪) 2.18 厚生省が「トリクロロエチレン等に関する暫定基準」を通知 3.26 厚生省の生活環境審議会が「高普及時代を迎えた水道行政の今後の方策について」答申 4.3 新潟伊勢丹が開店する 4.8 越後線の新潟大学前駅が開業する 6.16 厚生省の「おいしい水研究会」発足(S60.4.22に報告書) 7.27 「湖沼水質保全特別措置法」公布 7.28 ロサンゼルスオリンピック開催(ソ連不参加) 10 - 日本水道協会が「濁水対策指針」刊行 12.7 新潟市議会が「第三次新潟市総合計画基本構想・基本計画」を議決する
昭和66年 平成3年 (1991)	2 - 異常寒波で水道管破裂事故多発 8 - 異常濁水により阿賀野川で塩水遡上、長戸呂浄水場は農業用水で急場をしのぐ 9.20 「水道に刺葉を入れる」と市長を脅迫する事件が起こる	4.1 日本電信電話株式会社(NTT)開業(電電公社の民営化) 5.21 千歳大橋が暫定2車線が開通する 5.27 湖沼にかかる窒素、リンの排水基準を設定 6.1 「男女雇用機会均等法」公布(S61.4.1施行) 6.3 新潟県庁の新庁舎が新光町に完成する(6.17開庁式) 8.12 日航ジャンボ機が群馬県御巣鷹山に墜落(死者520人) 9 - 柏崎羽原原発が営業運転開始 10.2 関越自動車道が全線開通する(9.27 ~ 10.20に開通記念の総合交通博覧会を開催) 10.13 新潟市美術館が開館する 11.6 水道法施行令の一部改正(簡易専用水道の規制対象範囲拡大) 3.20 全国給水衛生検査協会設立 4.26 ソ連のチェルノブイリ原発で大規模事故、放射能汚染広がる 12.26 水道法改正(簡易専用水道に係る知事権限を保健所設置市の長に委譲)
昭和67年 平成4年 (1992)	2 - 異常寒波で水道管破裂事故多発 8 - 異常濁水により阿賀野川で塩水遡上、長戸呂浄水場は農業用水で急場をしのぐ 9.20 「水道に刺葉を入れる」と市長を脅迫する事件が起こる	4.1 日本電信電話株式会社(NTT)開業(電電公社の民営化) 5.21 千歳大橋が暫定2車線が開通する 5.27 湖沼にかかる窒素、リンの排水基準を設定 6.1 「男女雇用機会均等法」公布(S61.4.1施行) 6.3 新潟県庁の新庁舎が新光町に完成する(6.17開庁式) 8.12 日航ジャンボ機が群馬県御巣鷹山に墜落(死者520人) 9 - 柏崎羽原原発が営業運転開始 10.2 関越自動車道が全線開通する(9.27 ~ 10.20に開通記念の総合交通博覧会を開催) 10.13 新潟市美術館が開館する 11.6 水道法施行令の一部改正(簡易専用水道の規制対象範囲拡大) 3.20 全国給水衛生検査協会設立 4.26 ソ連のチェルノブイリ原発で大規模事故、放射能汚染広がる 12.26 水道法改正(簡易専用水道に係る知事権限を保健所設置市の長に委譲)
昭和68年 平成5年 (1993)	2 - 異常寒波で水道管破裂事故多発 8 - 異常濁水により阿賀野川で塩水遡上、長戸呂浄水場は農業用水で急場をしのぐ 9.20 「水道に刺葉を入れる」と市長を脅迫する事件が起こる	4.1 日本電信電話株式会社(NTT)開業(電電公社の民営化) 5.21 千歳大橋が暫定2車線が開通する 5.27 湖沼にかかる窒素、リンの排水基準を設定 6.1 「男女雇用機会均等法」公布(S61.4.1施行) 6.3 新潟県庁の新庁舎が新光町に完成する(6.17開庁式) 8.12 日航ジャンボ機が群馬県御巣鷹山に墜落(死者520人) 9 - 柏崎羽原原発が営業運転開始 10.2 関越自動車道が全線開通する(9.27 ~ 10.20に開通記念の総合交通博覧会を開催) 10.13 新潟市美術館が開館する 11.6 水道法施行令の一部改正(簡易専用水道の規制対象範囲拡大) 3.20 全国給水衛生検査協会設立 4.26 ソ連のチェルノブイリ原発で大規模事故、放射能汚染広がる 12.26 水道法改正(簡易専用水道に係る知事権限を保健所設置市の長に委譲)
昭和69年 平成6年 (1994)	2 - 異常寒波で水道管破裂事故多発 8 - 異常濁水により阿賀野川で塩水遡上、長戸呂浄水場は農業用水で急場をしのぐ 9.20 「水道に刺葉を入れる」と市長を脅迫する事件が起こる	4.1 日本電信電話株式会社(NTT)開業(電電公社の民営化) 5.21 千歳大橋が暫定2車線が開通する 5.27 湖沼にかかる窒素、リンの排水基準を設定 6.1 「男女雇用機会均等法」公布(S61.4.1施行) 6.3 新潟県庁の新庁舎が新光町に完成する(6.17開庁式) 8.12 日航ジャンボ機が群馬県御巣鷹山に墜落(死者520人) 9 - 柏崎羽原原発が営業運転開始 10.2 関越自動車道が全線開通する(9.27 ~ 10.20に開通記念の総合交通博覧会を開催) 10.13 新潟市美術館が開館する 11.6 水道法施行令の一部改正(簡易専用水道の規制対象範囲拡大) 3.20 全国給水衛生検査協会設立 4.26 ソ連のチェルノブイリ原発で大規模事故、放射能汚染広がる 12.26 水道法改正(簡易専用水道に係る知事権限を保健所設置市の長に委譲)
昭和70年 平成7年 (1995)	2 - 異常寒波で水道管破裂事故多発 8 - 異常濁水により阿賀野川で塩水遡上、長戸呂浄水場は農業用水で急場をしのぐ 9.20 「水道に刺葉を入れる」と市長を脅迫する事件が起こる	4.1 日本電信電話株式会社(NTT)開業(電電公社の民営化) 5.21 千歳大橋が暫定2車線が開通する 5.27 湖沼にかかる窒素、リンの排水基準を設定 6.1 「男女雇用機会均等法」公布(S61.4.1施行) 6.3 新潟県庁の新庁舎が新光町に完成する(6.17開庁式) 8.12 日航ジャンボ機が群馬県御巣鷹山に墜落(死者520人) 9 - 柏崎羽原原発が営業運転開始 10.2 関越自動車道が全線開通する(9.27 ~ 10.20に開通記念の総合交通博覧会を開催) 10.13 新潟市美術館が開館する 11.6 水道法施行令の一部改正(簡易専用水道の規制対象範囲拡大) 3.20 全国給水衛生検査協会設立 4.26 ソ連のチェルノブイリ原発で大規模事故、放射能汚染広がる 12.26 水道法改正(簡易専用水道に係る知事権限を保健所設置市の長に委譲)
昭和71年 平成8年 (1996)	2 - 異常寒波で水道管破裂事故多発 8 - 異常濁水により阿賀野川で塩水遡上、長戸呂浄水場は農業用水で急場をしのぐ 9.20 「水道に刺葉を入れる」と市長を脅迫する事件が起こる	4.1 日本電信電話株式会社(NTT)開業(電電公社の民営化) 5.21 千歳大橋が暫定2車線が開通する 5.27 湖沼にかかる窒素、リンの排水基準を設定 6.1 「男女雇用機会均等法」公布(S61.4.1施行) 6.3 新潟県庁の新庁舎が新光町に完成する(6.17開庁式) 8.12 日航ジャンボ機が群馬県御巣鷹山に墜落(死者520人) 9 - 柏崎羽原原発が営業運転開始 10.2 関越自動車道が全線開通する(9.27 ~ 10.20に開通記念の総合交通博覧会を開催) 10.13 新潟市美術館が開館する 11.6 水道法施行令の一部改正(簡易専用水道の規制対象範囲拡大) 3.20 全国給水衛生検査協会設立 4.26 ソ連のチェルノブイリ原発で大規模事故、放射能汚染広がる 12.26 水道法改正(簡易専用水道に係る知事権限を保健所設置市の長に委譲)
昭和72年 平成9年 (1997)	2 - 異常寒波で水道管破裂事故多発 8 - 異常濁水により阿賀野川で塩水遡上、長戸呂浄水場は農業用水で急場をしのぐ 9.20 「水道に刺葉を入れる」と市長を脅迫する事件が起こる	4.1 日本電信電話株式会社(NTT)開業(電電公社の民営化) 5.21 千歳大橋が暫定2車線が開通する 5.27 湖沼にかかる窒素、リンの排水基準を設定 6.1 「男女雇用機会均等法」公布(S61.4.1施行) 6.3 新潟県庁の新庁舎が新光町に完成する(6.17開庁式) 8.12 日航ジャンボ機が群馬県御巣鷹山に墜落(死者520人) 9 - 柏崎羽原原発が営業運転開始 10.2 関越自動車道が全線開通する(9.27 ~ 10.20に開通記念の総合交通博覧会を開催) 10.13 新潟市美術館が開館する 11.6 水道法施行令の一部改正(簡易専用水道の規制対象範囲拡大) 3.20 全国給水衛生検査協会設立 4.26 ソ連のチェルノブイリ原発で大規模事故、放射能汚染広がる 12.26 水道法改正(簡易専用水道に係る知事権限を保健所設置市の長に委譲)
昭和73年 平成10年 (1998)	2 - 異常寒波で水道管破裂事故多発 8 - 異常濁水により阿賀野川で塩水遡上、長戸呂浄水場は農業用水で急場をしのぐ 9.20 「水道に刺葉を入れる」と市長を脅迫する事件が起こる	4.1 日本電信電話株式会社(NTT)開業(電電公社の民営化) 5.21 千歳大橋が暫定2車線が開通する 5.27 湖沼にかかる窒素、リンの排水基準を設定 6.1 「男女雇用機会均等法」公布(S61.4.1施行) 6.3 新潟県庁の新庁舎が新光町に完成する(6.17開庁式) 8.12 日航ジャンボ機が群馬県御巣鷹山に墜落(死者520人) 9 - 柏崎羽原原発が営業運転開始 10.2 関越自動車道が全線開通する(9.27 ~ 10.20に開通記念の総合交通博覧会を開催) 10.13 新潟市美術館が開館する 11.6 水道法施行令の一部改正(簡易専用水道の規制対象範囲拡大) 3.20 全国給水衛生検査協会設立 4.26 ソ連のチェルノブイリ原発で大規模事故、放射能汚染広がる 12.26 水道法改正(簡易専用水道に係る知事権限を保健所設置市の長に委譲)

年	新潟市水道関係事項	新潟市・県、国内水道、一般事項
昭和64年 平成1年 (1989)	10 - 第1回技術研修会実施	9.21 5代目市役所庁舎(現在の本庁舎)の竣工式 10.29 名古屋市で第7回国際水道協会アジア太平洋地域会議を開催 11.9 ベルリンの壁崩壊 7.27 新潟市水族館「マリニアポ日本海」オープン 10.3 ドイツ統一 11.19 生活環境審議会が「今後の水道方針」を答申
平成2年 (1990)	1 - 閉庁方式による4週6休制実施(第2・第4の土曜日閉庁) - - 塩素消毒で注入する薬品を、塩素から次亜塩素酸ナトリウムに変更 8.2 異常濁水により信濃川濁水調整会議が12年ぶりに開催される 9.1 新潟市水道創設80周年記念式典挙行 10.1 「新潟市水道八十年史」発刊 10.5 新潟市水道創設80周年記念イベント「ウォーターセッション90」開催(10.5 ~ 10.7) 10 - 水道料金徴収簿(検針台帳)を廃止 - - 内野配水場施設改良事業着手 3.1 竹尾配水場一部通水 9 - 水道料金および加入金の消費税転嫁 - - 創設以来の消火栓覆を改造	1.17 多国籍者のイラク空爆開始(湾岸戦争が始まる) 5.21 水道法改正(専用水道に係る監督権限を都道府県知事から保健所設置市の長に委譲) 6.1 厚生省が「ふれっしゅ水道計画(21世紀に向けた水道整備の長期目標)」を策定 6.3 雲仙普賢岳で火砕流発生 12.25 ゴルバチョフ大統領解任、ソ連消滅 12.21 水質基準に関する省令の大幅な改正(水質基準項目が26項目から46項目へ)
平成3年 (1991)	3 - 第5回拡張事業完了 3 - 青山浄水場施設改良事業(第2期)完了 4 - 料金改定(平均改定率19.48%、併せて加入金および工事検査手数料を改定) 4 - 老朽管改良事業着手(10カ年計画) 5 - 配水管幹線整備事業着手 5.31 水道局初の広報紙を発行(新聞折り込みによる全戸配布) - - 沈殿池の藻類増殖防止策として、阿賀野川浄水場沈でん池にガラス繊維強化プラスチック製の覆蓋を設置 3 - 内野配水場施設改良事業完了 12 - 検針業務と中止清算業務にハンディターミナルを導入 12 - 料金システムのマスター入力直営化 - - 共用栓がゼロ物件	1.17 多国籍者のイラク空爆開始(湾岸戦争が始まる) 5.21 水道法改正(専用水道に係る監督権限を都道府県知事から保健所設置市の長に委譲) 6.1 厚生省が「ふれっしゅ水道計画(21世紀に向けた水道整備の長期目標)」を策定 6.3 雲仙普賢岳で火砕流発生 12.25 ゴルバチョフ大統領解任、ソ連消滅 12.21 水質基準に関する省令の大幅な改正(水質基準項目が26項目から46項目へ)
平成4年 (1992)	4 - 老朽管改良事業着手(10カ年計画) 5 - 配水管幹線整備事業着手 5.31 水道局初の広報紙を発行(新聞折り込みによる全戸配布) - - 沈殿池の藻類増殖防止策として、阿賀野川浄水場沈でん池にガラス繊維強化プラスチック製の覆蓋を設置 3 - 内野配水場施設改良事業完了 12 - 検針業務と中止清算業務にハンディターミナルを導入 12 - 料金システムのマスター入力直営化 - - 共用栓がゼロ物件	1.17 多国籍者のイラク空爆開始(湾岸戦争が始まる) 5.21 水道法改正(専用水道に係る監督権限を都道府県知事から保健所設置市の長に委譲) 6.1 厚生省が「ふれっしゅ水道計画(21世紀に向けた水道整備の長期目標)」を策定 6.3 雲仙普賢岳で火砕流発生 12.25 ゴルバチョフ大統領解任、ソ連消滅 12.21 水質基準に関する省令の大幅な改正(水質基準項目が26項目から46項目へ)
平成5年 (1993)	1.1 安全衛生委員会設置 1.1 企業会計システム稼働 4 - 信濃川・阿賀野川両水系水質協議会設立(2河川の水質保全連絡協議会が合併) 8.3 新潟市水道局濁水対策本部を初設置(9.14解散) 9 - 水道料金の納付書を封書からシール式はがきに変更 10 - 3階直結給水導入(口径100mm以上の配水管からの分岐について導入、事前協議は4月から受付)	1.17 兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)発生、翌18日に災害応援隊を派遣、芦屋市で活動 2.10 新潟地震30周年記念誌「地震から30年 いがた水道のテーマ」発刊 6 - 3階直結給水全面導入 11.1 支給材料制を廃止、請負制に全面移行 12 - 本庁庁舎増築、分庁舎が完成 - - 修繕体制を(財)新潟水道サービスとの合同体制へ 2 - 寒波来襲(2.4が破裂のピーク) 2 - 南浜配水場監視機能を新潟東港地域水道用水供給企業団から阿賀野川浄水場へ移設
平成6年 (1994)	1.1 安全衛生委員会設置 1.1 企業会計システム稼働 4 - 信濃川・阿賀野川両水系水質協議会設立(2河川の水質保全連絡協議会が合併) 8.3 新潟市水道局濁水対策本部を初設置(9.14解散) 9 - 水道料金の納付書を封書からシール式はがきに変更 10 - 3階直結給水導入(口径100mm以上の配水管からの分岐について導入、事前協議は4月から受付)	1.17 兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)、マグニチュード7.3 3.20 営団地下鉄車内でサリチン事件発生 6 - 新潟港が中核国際空港に位置づけられる
平成7年 (1995)	1.1 安全衛生委員会設置 1.1 企業会計システム稼働 4 - 信濃川・阿賀野川両水系水質協議会設立(2河川の水質保全連絡協議会が合併) 8.3 新潟市水道局濁水対策本部を初設置(9.14解散) 9 - 水道料金の納付書を封書からシール式はがきに変更 10 - 3階直結給水導入(口径100mm以上の配水管からの分岐について導入、事前協議は4月から受付)	1.17 兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)、マグニチュード7.3 3.20 営団地下鉄車内でサリチン事件発生 6 - 新潟港が中核国際空港に位置づけられる
平成8年 (1996)	1.1 安全衛生委員会設置 1.1 企業会計システム稼働 4 - 信濃川・阿賀野川両水系水質協議会設立(2河川の水質保全連絡協議会が合併) 8.3 新潟市水道局濁水対策本部を初設置(9.14解散) 9 - 水道料金の納付書を封書からシール式はがきに変更 10 - 3階直結給水導入(口径100mm以上の配水管からの分岐について導入、事前協議は4月から受付)	1.17 兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)、マグニチュード7.3 3.20 営団地下鉄車内でサリチン事件発生 6 - 新潟港が中核国際空港に位置づけられる
平成9年 (1997)	1.1 安全衛生委員会設置 1.1 企業会計システム稼働 4 - 信濃川・阿賀野川両水系水質協議会設立(2河川の水質保全連絡協議会が合併) 8.3 新潟市水道局濁水対策本部を初設置(9.14解散) 9 - 水道料金の納付書を封書からシール式はがきに変更 10 - 3階直結給水導入(口径100mm以上の配水管からの分岐について導入、事前協議は4月から受付)	1.17 兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)、マグニチュード7.3 3.20 営団地下鉄車内でサリチン事件発生 6 - 新潟港が中核国際空港に位置づけられる
平成10年 (1998)	1.1 安全衛生委員会設置 1.1 企業会計システム稼働 4 - 信濃川・阿賀野川両水系水質協議会設立(2河川の水質保全連絡協議会が合併) 8.3 新潟市水道局濁水対策本部を初設置(9.14解散) 9 - 水道料金の納付書を封書からシール式はがきに変更 10 - 3階直結給水導入(口径100mm以上の配水管からの分岐について導入、事前協議は4月から受付)	1.17 兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)、マグニチュード7.3 3.20 営団地下鉄車内でサリチン事件発生 6 - 新潟港が中核国際空港に位置づけられる

年	新潟市水道関係事項	新潟市・県、国内水道、一般事項
平成11年 (1999)	3. 青山浄水場施設改良事業(第3期)完了 4. メーター下流部分の修繕が全面的に民間業者に移行 6. 実施設(青山浄水場)でのpHコントロール試行開始 7. 鳥屋野浄水場で高度浄水処理実験プラント稼働 - 「主要施設耐震管設計書」を作成 3. 「配水管布設工事負担金要綱」の制定(「配水管工事負担金取扱要項」を廃止) 4. 水質管理データベース稼働 4. 浅層埋設許可される 6. 水道局グループウェア稼働(H11.10試行開始) 6. 信濃川浄水場建設事業者着手(3.30事業認可、9.13起工式) 10. 6 新潟市水道創設90周年記念式典挙行 - 連合給水管更新事業者着手 - 公募型指名競争入札制度の導入 - メーター簡易修理業務の廃止	4. 5 新潟交通電車線が全線開線 6.24 厚生省水道基本問題検討会が「21世紀における水道及び水道行政のあり方について」報告 7.12 「ダイオキシンの対策特別措置法」公布(12.1施行) 9.30 茨城県東海村で臨界事故発生 2.23 「水道施設の技術的基準を定める省令」公布(4.1施行) 3.31 厚生省が「水道用品品の評価のためのガイドライン」を通知 9.15 シドニーオリンピック開催
平成12年 (2000)	1. 黒埼町と合併、水道事業、ガス事業を引き継ぐ(1.1合併、1.10事業引継式) 3. 1 水道局ホームページ開設 3.30 事業変更認可(黒埼地区の水道事業を統合) 4. 1 料金改定(平均改定率9.92%) 10. 1 中高層直結増圧給水の導入 11. 「水道施設危機管理対策実施要綱」の作成 - 黒埼地区石綿セメント管更新事業者着手	1. 1 黒埼町と合併する 1. 6 省庁再編、水道は厚生労働省の管下にて 3.30 総務省が「公共工事の入札及び契約の適正化の促進について」を通知 4.29 新潟スタジアム(東北電力ビッグスワンスタジアム)が開場する 5. 9 総務省が「地方公営企業会計制度に関する報告書」を発表 7. 4 水道法改正(政令によりH14.4.1施行、水道事業者による第三者への業務委託の制度化など) 7.16 厚生労働省が「給水管等に係る衛生対策について」を通知 9.11 アメリカで同時多発テロ発生 10. 4 厚生労働省が「テロに対する危機管理対応について」を通知 5.19 柳都大橋、新潟みなとトンネル同時開通 5.31 2002FIFAワールドカップ(日韓共催)開催(5.31～6.30、ビッグスワンでも試合) 10.15 北朝鮮拉致被害者5名帰国
平成13年 (2001)	3. 黒埼浄水場廃止(3.1稼働停止、3.6開場式) 4. 1 水道管路施設情報GIS稼働 4. 1 「給水申請に係る配水管布設要綱」の制定(「配水管布設工事負担金要綱」を廃止) 7. 1 還付金管理システム稼働 7. 「管路保全の手引き」発行 - 鉛溶出実態調査実施 3. 老朽管(新潟地区の石綿セメント管)改良事業完了(平成14年度工事で完了) 3. 鉛レスメーター購入開始 2.7 事業変更認可(太郎代地区一部拡張) 4. 1 黒埼地区ガス事業を北陸ガス(株)へ譲渡 4. 1 貯水槽水道衛生管理指導開始(水道法改正、給水条例の改正、保健所との連携) 4. 1 設計積算CADシステム稼働 4. 1 GISに給水台帳ファイリングシステム導入 8. 太郎代地区拡張工事完了、給水開始 11.25 コンビニエンスストア収納開始 3. 黒埼地区総合体育館に飲料水兼用耐震性貯水槽を設置 3. 「水質管理の手引き」発行 4. 新企業会計システム稼働 4. 入札監視委員会を設置 4. 新しい工事成績評価の実施 4. 1 漏水修繕工事の出来高制度実施 7. 青山・阿賀野川浄水場運転監視業務を民間委託 7.15 「7.13水害(新潟・福島豪雨)」に伴う応援活動を実施 10.23 「新潟県中越地震」発生、災害応援活動を開始 - 経年管更新事業開始	3. 1 新潟肺炎SARSが東南アジアを中心に流行 3.20 イラク戦争が始まる 4. 1 郵政事業庁が日本郵政公社になる 5. 1 朱鷺メッセがオープンする 5.30 「個人情報保護に関する法律(個人情報保護法)」公布(H17.4.1全面施行) 5.30 水質基準に関する省令の大幅な改正(水質基準項目が46項目から50項目へ) 8.25 住民基本台帳ネットワークシステムが本格的な稼働を開始 12.23 アメリカでBSE(牛海綿状脳症)に感染した牛の発見が公表される 1.12 山口県内の養鶏場で鳥インフルエンザが発生する(日本国内では79年ぶり) 3.27 新潟市歴史博物館(みなとびあ)開館 6. 1 厚生労働省が「水道ビジョン」を策定、公表 7.13 新潟・福島豪雨(7.13水害) 8.13 アテネオリンピック開催 9. 日本水道協会が「水道GLP」制定 10.23 新潟県中越地震(マグニチュード6.8)
平成14年 (2002)	3. 黒埼浄水場廃止(3.1稼働停止、3.6開場式) 4. 1 水道管路施設情報GIS稼働 4. 1 「給水申請に係る配水管布設要綱」の制定(「配水管布設工事負担金要綱」を廃止) 7. 1 還付金管理システム稼働 7. 「管路保全の手引き」発行 - 鉛溶出実態調査実施 3. 老朽管(新潟地区の石綿セメント管)改良事業完了(平成14年度工事で完了) 3. 鉛レスメーター購入開始 2.7 事業変更認可(太郎代地区一部拡張) 4. 1 黒埼地区ガス事業を北陸ガス(株)へ譲渡 4. 1 貯水槽水道衛生管理指導開始(水道法改正、給水条例の改正、保健所との連携) 4. 1 設計積算CADシステム稼働 4. 1 GISに給水台帳ファイリングシステム導入 8. 太郎代地区拡張工事完了、給水開始 11.25 コンビニエンスストア収納開始 3. 黒埼地区総合体育館に飲料水兼用耐震性貯水槽を設置 3. 「水質管理の手引き」発行 4. 新企業会計システム稼働 4. 入札監視委員会を設置 4. 新しい工事成績評価の実施 4. 1 漏水修繕工事の出来高制度実施 7. 青山・阿賀野川浄水場運転監視業務を民間委託 7.15 「7.13水害(新潟・福島豪雨)」に伴う応援活動を実施 10.23 「新潟県中越地震」発生、災害応援活動を開始 - 経年管更新事業開始	3. 1 新潟肺炎SARSが東南アジアを中心に流行 3.20 イラク戦争が始まる 4. 1 郵政事業庁が日本郵政公社になる 5. 1 朱鷺メッセがオープンする 5.30 「個人情報保護に関する法律(個人情報保護法)」公布(H17.4.1全面施行) 5.30 水質基準に関する省令の大幅な改正(水質基準項目が46項目から50項目へ) 8.25 住民基本台帳ネットワークシステムが本格的な稼働を開始 12.23 アメリカでBSE(牛海綿状脳症)に感染した牛の発見が公表される 1.12 山口県内の養鶏場で鳥インフルエンザが発生する(日本国内では79年ぶり) 3.27 新潟市歴史博物館(みなとびあ)開館 6. 1 厚生労働省が「水道ビジョン」を策定、公表 7.13 新潟・福島豪雨(7.13水害) 8.13 アテネオリンピック開催 9. 日本水道協会が「水道GLP」制定 10.23 新潟県中越地震(マグニチュード6.8)
平成15年 (2003)	4. 1 設計積算CADシステム稼働 4. 1 GISに給水台帳ファイリングシステム導入 8. 太郎代地区拡張工事完了、給水開始 11.25 コンビニエンスストア収納開始 3. 黒埼地区総合体育館に飲料水兼用耐震性貯水槽を設置 3. 「水質管理の手引き」発行 4. 新企業会計システム稼働 4. 入札監視委員会を設置 4. 新しい工事成績評価の実施 4. 1 漏水修繕工事の出来高制度実施 7. 青山・阿賀野川浄水場運転監視業務を民間委託 7.15 「7.13水害(新潟・福島豪雨)」に伴う応援活動を実施 10.23 「新潟県中越地震」発生、災害応援活動を開始 - 経年管更新事業開始	3. 1 新潟肺炎SARSが東南アジアを中心に流行 3.20 イラク戦争が始まる 4. 1 郵政事業庁が日本郵政公社になる 5. 1 朱鷺メッセがオープンする 5.30 「個人情報保護に関する法律(個人情報保護法)」公布(H17.4.1全面施行) 5.30 水質基準に関する省令の大幅な改正(水質基準項目が46項目から50項目へ) 8.25 住民基本台帳ネットワークシステムが本格的な稼働を開始 12.23 アメリカでBSE(牛海綿状脳症)に感染した牛の発見が公表される 1.12 山口県内の養鶏場で鳥インフルエンザが発生する(日本国内では79年ぶり) 3.27 新潟市歴史博物館(みなとびあ)開館 6. 1 厚生労働省が「水道ビジョン」を策定、公表 7.13 新潟・福島豪雨(7.13水害) 8.13 アテネオリンピック開催 9. 日本水道協会が「水道GLP」制定 10.23 新潟県中越地震(マグニチュード6.8)
平成16年 (2004)	2. 柿川へ油流出事故発生(JR南長岡駅構内から流出) 3. 黒埼地区石綿セメント管更新事業完了(平成16年度工事で完了) 3.18 事業変更認可(近隣12市町村との合併に伴う事業統合) 3.21 合併後の新設メーターをJWWA規格メーター(JIS規格メーター)に統一 4. 東・西修繕センター開設 4. 検針のお知らせに裏面広告採用 4. 高機能ダクトイル鉄管を標準仕様化 4. 竹尾配水場を観覧用に一般開放(平成18年から)は亀田浄水場も開放) 4. 電子入札システム導入 4. 信濃川浄水場完成(10.1竣工式) 10. 鳥屋野浄水場廃止(10.5稼働停止、10.7開場式) 10. 7 事業変更認可(巻町との合併に伴う事業統合) 11. 1 満願寺浄水場改良事業(第1期)完了 - 新潟の美しい水道「柳都物語」製造 - 広域系統連絡管整備実施計画の策定と施行 - 南山配水場の設備更新(受変電設備、揚水ポンプ設備、監視制御設備) - 亀田地区石綿セメント管更新完了	1. 日本水道協会が「水道事業ガイドライン」を制定 2.16 京都議定書(気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書)が発効する 3.21 新潟市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、湯東村、月湯村、中之口村と合併する 3.25 愛知万博(愛・地球博)が開幕する 4. 1 「特定計量器検査規則の一部を改正する省令」公布(計量検定規則のJIS化) 5.25 厚生労働省が「水道施設の工事の施工における留意事項について」を通知 10. 1 日本道路公団が分割民営化される 10.10 巻町と合併する 10.14 郵政民営化関連法案が成立する 10.17 厚生労働省が「地域水道ビジョン」の作成について「通知」 11. 国土交通省の発表によって耐震強度偽装事件が発覚する 12.22 新潟市を含む新潟県下越地方で大停電発生(12.22～12.23)
平成17年 (2005)	4. 電子入札システム導入 4. 信濃川浄水場完成(10.1竣工式) 10. 鳥屋野浄水場廃止(10.5稼働停止、10.7開場式) 10. 7 事業変更認可(巻町との合併に伴う事業統合) 11. 1 満願寺浄水場改良事業(第1期)完了 - 新潟の美しい水道「柳都物語」製造 - 広域系統連絡管整備実施計画の策定と施行 - 南山配水場の設備更新(受変電設備、揚水ポンプ設備、監視制御設備) - 亀田地区石綿セメント管更新完了	1. 日本水道協会が「水道事業ガイドライン」を制定 2.16 京都議定書(気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書)が発効する 3.21 新潟市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、湯東村、月湯村、中之口村と合併する 3.25 愛知万博(愛・地球博)が開幕する 4. 1 「特定計量器検査規則の一部を改正する省令」公布(計量検定規則のJIS化) 5.25 厚生労働省が「水道施設の工事の施工における留意事項について」を通知 10. 1 日本道路公団が分割民営化される 10.10 巻町と合併する 10.14 郵政民営化関連法案が成立する 10.17 厚生労働省が「地域水道ビジョン」の作成について「通知」 11. 国土交通省の発表によって耐震強度偽装事件が発覚する 12.22 新潟市を含む新潟県下越地方で大停電発生(12.22～12.23)

年	新潟市水道関係事項	新潟市・県、国内水道、一般事項
平成18年 (2006)	1. 寒波到来(1.10と1.23の冷え込みをピークに約350件の問合せ) 3. 管末水質監視装置稼働 4.25 水道水質検査優良試験所規程(水道GLP)の認定取得 4. 業務指標(P)算出、公表を開始(平成11.15.16年度の業務指標を公表) 9. 阿賀野川の魚道整備(阿賀野市草水地内)で原油流出 10. 1 信濃川浄水場運転監視業務を民間委託 12. 満願寺浄水場運転監視業務を民間に委託 3. 新潟市水道事業中長期経営計画(マスタープラン)策定 4. 組織の再編と事業所等の統廃合(2事業所・2営業所体制へ) 4. 1 「フリーダイヤル」導入 4. 1 修繕サービス、修繕直通業務、修繕日直工事待機業務、配水管修繕日直工事等受付調整業務の委託による新管路保安体制スタート 4. 市内全域の検針業務を(財)新潟水道サービスに委託 4. 口径75mmの配水管に水道配水用ポリエチレン管を採用 7.16 「新潟県中越沖地震」発生、災害応援活動を開始 10. 1 お客さま満足度アンケート調査実施 10. 日本水道協会「配水管工技能講習会」を新潟で初開催 10. 水技術の継承を目的とした水道技術研修計画による階層別研修開催 11. 「クリプトスポリジウム等応急対策マニュアル」を策定 - 環境保全への取組みとして浄水発生土の有効活用を開始 2. 亀田浄水場廃止(2.14稼働停止、3.21開場式) 3. 長戸浄水場廃止(3.13稼働停止、3.21開場式) 4. 口径50mmの配水管に水道配水用ポリエチレン管を採用 4. 水道モニター制度開始 4. 1 社会福祉の一環として、障がい者施設等へ水道メーターの分解仕分け業務の委託を開始 4.24 水道GLPの認定維持 5.15 大都市水道事業管理者会議を新潟市で開催(5.15～5.16) 6. 1 水道週間中央行事「水道フェスタin柳都Niigata」開催(6.1～6.7) 6. 2 南区漏水事故(南区の広範囲で減水、濁水が発生) 8. 1 「管路年報」を作成 10. マスタープラン事務事業評価(水道局PDCAサイクル)を開始 11. 「危機管理対応マニュアル」の策定 - 浄水発生土の名称が「園芸用土 柳都の花言葉」に決定 - 土木構造物耐震診断に着手	2.10 「石綿による健康被害の救済に関する法律」公布(3.27施行) 5.31 地方自治法の改正(H19.4からの出納長、収入役の廃止など) 11. 9 厚生労働省が「水道施設の適切な維持管理及び事故対応の徹底について」通知 1. 「新潟市民のシンボルマーク」決定 3.25 能登半島地震(マグニチュード6.9) 3. 1 厚生労働省が「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」を策定 4. 1 新潟市が政令指定都市へ移行(8区役所が開所、新・新潟市総合計画スタート) 6. 4 新潟市がオムニバスタウンの指定を受ける(全国で13番目) 7.16 新潟県中越沖地震(マグニチュード6.8) 10. 1 郵政民営化(日本郵政グループ発足) 10. 1 中央図書館(はなびーと)開館 11. 1 新市民病院開院 12.21 厚生労働省が「鉛製給水管の適切な対策について」通知 4. 1 後期高齢者医療制度が始まる 4. 1 水質基準に関する省令改正(塩素酸に関する基準の追加) 4. 8 厚生労働省が「水道施設の耐震化の計画的実施について」通知 5.11 G8労働大臣会合が新潟市で開催される(5.11～5.13) 5.12 中国で四川大地震発生(マグニチュード8.0) 6. 1 新ごみ減量制度スタート 6.14 岩手・宮城内陸地震(マグニチュード7.2) 7. 1 「新潟市(はなびーと)捨て等及び路上喫煙の防止に関する条例」制定 8. 8 北京オリンピック開催 9.19 アメリカの大手証券会社リマン・ブラザーズが経営破綻 9.25 阿トキ放鳥 10. 1 佐渡空港の定期旅客路線廃止
平成19年 (2007)	1. 寒波到来(1.10と1.23の冷え込みをピークに約350件の問合せ) 3. 管末水質監視装置稼働 4.25 水道水質検査優良試験所規程(水道GLP)の認定取得 4. 業務指標(P)算出、公表を開始(平成11.15.16年度の業務指標を公表) 9. 阿賀野川の魚道整備(阿賀野市草水地内)で原油流出 10. 1 信濃川浄水場運転監視業務を民間委託 12. 満願寺浄水場運転監視業務を民間に委託 3. 新潟市水道事業中長期経営計画(マスタープラン)策定 4. 組織の再編と事業所等の統廃合(2事業所・2営業所体制へ) 4. 1 「フリーダイヤル」導入 4. 1 修繕サービス、修繕直通業務、修繕日直工事待機業務、配水管修繕日直工事等受付調整業務の委託による新管路保安体制スタート 4. 市内全域の検針業務を(財)新潟水道サービスに委託 4. 口径75mmの配水管に水道配水用ポリエチレン管を採用 7.16 「新潟県中越沖地震」発生、災害応援活動を開始 10. 1 お客さま満足度アンケート調査実施 10. 日本水道協会「配水管工技能講習会」を新潟で初開催 10. 水技術の継承を目的とした水道技術研修計画による階層別研修開催 11. 「クリプトスポリジウム等応急対策マニュアル」を策定 - 環境保全への取組みとして浄水発生土の有効活用を開始 2. 亀田浄水場廃止(2.14稼働停止、3.21開場式) 3. 長戸浄水場廃止(3.13稼働停止、3.21開場式) 4. 口径50mmの配水管に水道配水用ポリエチレン管を採用 4. 水道モニター制度開始 4. 1 社会福祉の一環として、障がい者施設等へ水道メーターの分解仕分け業務の委託を開始 4.24 水道GLPの認定維持 5.15 大都市水道事業管理者会議を新潟市で開催(5.15～5.16) 6. 1 水道週間中央行事「水道フェスタin柳都Niigata」開催(6.1～6.7) 6. 2 南区漏水事故(南区の広範囲で減水、濁水が発生) 8. 1 「管路年報」を作成 10. マスタープラン事務事業評価(水道局PDCAサイクル)を開始 11. 「危機管理対応マニュアル」の策定 - 浄水発生土の名称が「園芸用土 柳都の花言葉」に決定 - 土木構造物耐震診断に着手	2.10 「石綿による健康被害の救済に関する法律」公布(3.27施行) 5.31 地方自治法の改正(H19.4からの出納長、収入役の廃止など) 11. 9 厚生労働省が「水道施設の適切な維持管理及び事故対応の徹底について」通知 1. 「新潟市民のシンボルマーク」決定 3.25 能登半島地震(マグニチュード6.9) 3. 1 厚生労働省が「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」を策定 4. 1 新潟市が政令指定都市へ移行(8区役所が開所、新・新潟市総合計画スタート) 6. 4 新潟市がオムニバスタウンの指定を受ける(全国で13番目) 7.16 新潟県中越沖地震(マグニチュード6.8) 10. 1 郵政民営化(日本郵政グループ発足) 10. 1 中央図書館(はなびーと)開館 11. 1 新市民病院開院 12.21 厚生労働省が「鉛製給水管の適切な対策について」通知 4. 1 後期高齢者医療制度が始まる 4. 1 水質基準に関する省令改正(塩素酸に関する基準の追加) 4. 8 厚生労働省が「水道施設の耐震化の計画的実施について」通知 5.11 G8労働大臣会合が新潟市で開催される(5.11～5.13) 5.12 中国で四川大地震発生(マグニチュード8.0) 6. 1 新ごみ減量制度スタート 6.14 岩手・宮城内陸地震(マグニチュード7.2) 7. 1 「新潟市(はなびーと)捨て等及び路上喫煙の防止に関する条例」制定 8. 8 北京オリンピック開催 9.19 アメリカの大手証券会社リマン・ブラザーズが経営破綻 9.25 阿トキ放鳥 10. 1 佐渡空港の定期旅客路線廃止
平成20年 (2008)	1. 寒波到来(1.10と1.23の冷え込みをピークに約350件の問合せ) 3. 管末水質監視装置稼働 4.25 水道水質検査優良試験所規程(水道GLP)の認定取得 4. 業務指標(P)算出、公表を開始(平成11.15.16年度の業務指標を公表) 9. 阿賀野川の魚道整備(阿賀野市草水地内)で原油流出 10. 1 信濃川浄水場運転監視業務を民間委託 12. 満願寺浄水場運転監視業務を民間に委託 3. 新潟市水道事業中長期経営計画(マスタープラン)策定 4. 組織の再編と事業所等の統廃合(2事業所・2営業所体制へ) 4. 1 「フリーダイヤル」導入 4. 1 修繕サービス、修繕直通業務、修繕日直工事待機業務、配水管修繕日直工事等受付調整業務の委託による新管路保安体制スタート 4. 市内全域の検針業務を(財)新潟水道サービスに委託 4. 口径75mmの配水管に水道配水用ポリエチレン管を採用 7.16 「新潟県中越沖地震」発生、災害応援活動を開始 10. 1 お客さま満足度アンケート調査実施 10. 日本水道協会「配水管工技能講習会」を新潟で初開催 10. 水技術の継承を目的とした水道技術研修計画による階層別研修開催 11. 「クリプトスポリジウム等応急対策マニュアル」を策定 - 環境保全への取組みとして浄水発生土の有効活用を開始 2. 亀田浄水場廃止(2.14稼働停止、3.21開場式) 3. 長戸浄水場廃止(3.13稼働停止、3.21開場式) 4. 口径50mmの配水管に水道配水用ポリエチレン管を採用 4. 水道モニター制度開始 4. 1 社会福祉の一環として、障がい者施設等へ水道メーターの分解仕分け業務の委託を開始 4.24 水道GLPの認定維持 5.15 大都市水道事業管理者会議を新潟市で開催(5.15～5.16) 6. 1 水道週間中央行事「水道フェスタin柳都Niigata」開催(6.1～6.7) 6. 2 南区漏水事故(南区の広範囲で減水、濁水が発生) 8. 1 「管路年報」を作成 10. マスタープラン事務事業評価(水道局PDCAサイクル)を開始 11. 「危機管理対応マニュアル」の策定 - 浄水発生土の名称が「園芸用土 柳都の花言葉」に決定 - 土木構造物耐震診断に着手	2.10 「石綿による健康被害の救済に関する法律」公布(3.27施行) 5.31 地方自治法の改正(H19.4からの出納長、収入役の廃止など) 11. 9 厚生労働省が「水道施設の適切な維持管理及び事故対応の徹底について」通知 1. 「新潟市民のシンボルマーク」決定 3.25 能登半島地震(マグニチュード6.9) 3. 1 厚生労働省が「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」を策定 4. 1 新潟市が政令指定都市へ移行(8区役所が開所、新・新潟市総合計画スタート) 6. 4 新潟市がオムニバスタウンの指定を受ける(全国で13番目) 7.16 新潟県中越沖地震(マグニチュード6.8) 10. 1 郵政民営化(日本郵政グループ発足) 10. 1 中央図書館(はなびーと)開館 11. 1 新市民病院開院 12.21 厚生労働省が「鉛製給水管の適切な対策について」通知 4. 1 後期高齢者医療制度が始まる 4. 1 水質基準に関する省令改正(塩素酸に関する基準の追加) 4. 8 厚生労働省が「水道施設の耐震化の計画的実施について」通知 5.11 G8労働大臣会合が新潟市で開催される(5.11～5.13) 5.12 中国で四川大地震発生(マグニチュード8.0) 6. 1 新ごみ減量制度スタート 6.14 岩手・宮城内陸地震(マグニチュード7.2) 7. 1 「新潟市(はなびーと)捨て等及び路上喫煙の防止に関する条例」制定 8. 8 北京オリンピック開催 9.19 アメリカの大手証券会社リマン・ブラザーズが経営破綻 9.25 阿トキ放鳥 10. 1 佐渡空港の定期旅客路線廃止
平成21年 (2009)	1. 寒波到来(1.10と1.23の冷え込みをピークに約350件の問合せ) 3. 管末水質監視装置稼働 4.25 水道水質検査優良試験所規程(水道GLP)の認定取得 4. 業務指標(P)算出、公表を開始(平成11.15.16年度の業務指標を公表) 9. 阿賀野川の魚道整備(阿賀野市草水地内)で原油流出 10. 1 信濃川浄水場運転監視業務を民間委託 12. 満願寺浄水場運転監視業務を民間に委託 3. 新潟市水道事業中長期経営計画(マスタープラン)策定 4. 組織の再編と事業所等の統廃合(2事業所・2営業所体制へ) 4. 1 「フリーダイヤル」導入 4. 1 修繕サービス、修繕直通業務、修繕日直工事待機業務、配水管修繕日直工事等受付調整業務の委託による新管路保安体制スタート 4. 市内全域の検針業務を(財)新潟水道サービスに委託 4. 口径75mmの配水管に水道配水用ポリエチレン管を採用 7.16 「新潟県中越沖地震」発生、災害応援活動を開始 10. 1 お客さま満足度アンケート調査実施 10. 日本水道協会「配水管工技能講習会」を新潟で初開催 10. 水技術の継承を目的とした水道技術研修計画による階層別研修開催 11. 「クリプトスポリジウム等応急対策マニュアル」を策定 - 環境保全への取組みとして浄水発生土の有効活用を開始 2. 亀田浄水場廃止(2.14稼働停止、3.21開場式) 3. 長戸浄水場廃止(3.13稼働停止、3.21開場式) 4. 口径50mmの配水管に水道配水用ポリエチレン管を採用 4. 水道モニター制度開始 4. 1 社会福祉の一環として、障がい者施設等へ水道メーターの分解仕分け業務の委託を開始 4.24 水道GLPの認定維持 5.15 大都市水道事業管理者会議を新潟市で開催(5.15～5.16) 6. 1 水道週間中央行事「水道フェスタin柳都Niigata」開催(6.1～6.7) 6. 2 南区漏水事故(南区の広範囲で減水、濁水が発生) 8. 1 「管路年報」を作成 10. マスタープラン事務事業評価(水道局PDCAサイクル)を開始 11. 「危機管理対応マニュアル」の策定 - 浄水発生土の名称が「園芸用土 柳都の花言葉」に決定 - 土木構造物耐震診断に着手	2.10 「石綿による健康被害の救済に関する法律」公布(3.27施行) 5.31 地方自治法の改正(H19.4からの出納長、収入役の廃止など) 11. 9 厚生労働省が「水道施設の適切な維持管理及び事故対応の徹底について」通知 1. 「新潟市民のシンボルマーク」決定 3.25 能登半島地震(マグニチュード6.9) 3. 1 厚生労働省が「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」を策定 4. 1 新潟市が政令指定都市へ移行(8区役所が開所、新・新潟市総合計画スタート) 6. 4 新潟市がオムニバスタウンの指定を受ける(全国で13番目) 7.16 新潟県中越沖地震(マグニチュード6.8) 10. 1 郵政民営化(日本郵政グループ発足) 10. 1 中央図書館(はなびーと)開館 11. 1 新市民病院開院 12.21 厚生労働省が「鉛製給水管の適切な対策について」通知 4. 1 後期高齢者医療制度が始まる 4. 1 水質基準に関する省令改正(有機物(全有機炭素(TOC)の量)に係る基準の強化など) 4.28 政府が「新型インフルエンザ対策本部」を設置 7. 1 新潟県立野球場(ハードオフエコスタジアム新潟)が開場する 9.26 トキメキ新潟国体(第64回国民体育大会)開催(9.26～10.6) 11.30 新潟東港臨海水道企業団が解散 12. 1 明和工業株式会社による新潟東港簡易水道事業スタート(11.12事業認可)
平成22年 (2010)	1. 寒波到来(1.10と1.23の冷え込みをピークに約350件の問合せ) 3. 管末水質監視装置稼働 4.25 水道水質検査優良試験所規程(水道GLP)の認定取得 4. 業務指標(P)算出、公表を開始(平成11.15.16年度の業務指標を公表) 9. 阿賀野川の魚道整備(阿賀野市草水地内)で原油流出 10. 1 信濃川浄水場運転監視業務を民間委託 12. 満願寺浄水場運転監視業務を民間に委託 3. 新潟市水道事業中長期経営計画(マスタープラン)策定 4. 組織の再編と事業所等の統廃合(2事業所・2営業所体制へ) 4. 1 「フリーダイヤル」導入 4. 1 修繕サービス、修繕直通業務、修繕日直工事待機業務、配水管修繕日直工事等受付調整業務の委託による新管路保安体制スタート 4. 市内全域の検針業務を(財)新潟水道サービスに委託 4. 口径75mmの配水管に水道配水用ポリエチレン管を採用 7.16 「新潟県中越沖地震」発生、災害応援活動を開始 10. 1 お客さま満足度アンケート調査実施 10. 日本水道協会「配水管工技能講習会」を新潟で初開催 10. 水技術の継承を目的とした水道技術研修計画による階層別研修開催 11. 「クリプトスポリジウム等応急対策マニュアル」を策定 - 環境保全への取組みとして浄水発生土の有効活用を開始 2. 亀田浄水場廃止(2.14稼働停止、3.21開場式) 3. 長戸浄水場廃止(3.13稼働停止、3.21開場式) 4. 口径50mmの配水管に水道配水用ポリエチレン管を採用 4. 水道モニター制度開始 4. 1 社会福祉の一環として、障がい者施設等へ水道メーターの分解仕分け業務の委託を開始 4.24 水道GLPの認定維持 5.15 大都市水道事業管理者会議を新潟市で開催(5.15～5.16) 6. 1 水道週間中央行事「水道フェスタin柳都Niigata」開催(6.1～6.7) 6. 2 南区漏水事故(南区の広範囲で減水、濁水が発生) 8. 1 「管路年報」を作成 10. マスタープラン事務事業評価(水道局PDCAサイクル)を開始 11. 「危機管理対応マニュアル」の策定 - 浄水発生土の名称が「園芸用土 柳都の花言葉」に決定 - 土木構造物耐震診断に着手	2.10 「石綿による健康被害の救済に関する法律」公布(3.27施行) 5.31 地方自治法の改正(H19.4からの出納長、収入役の廃止など) 11. 9 厚生労働省が「水道施設の適切な維持管理及び事故対応の徹底について」通知 1. 「新潟市民のシンボルマーク」決定 3.25 能登半島地震(マグニチュード6.9) 3. 1 厚生労働省が「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」を策定 4. 1 新潟市が政令指定都市へ移行(8区役所が開所、新・新潟市総合計画スタート) 6. 4 新潟市がオムニバスタウンの指定を受ける(全国で13番目) 7.16 新潟県中越沖地震(マグニチュード6.8) 10. 1 郵政民営化(日本郵政グループ発足) 10. 1 中央図書館(はなびーと)開館 11. 1 新市民病院開院 12.21 厚生労働省が「鉛製給水管の適切な対策について」通知 4. 1 後期高齢者医療制度が始まる 4. 1 水質基準に関する省令改正(カドミウムおよびその化合物に係る基準の強化など) 6.25 大和新高店が開店 10.16 APEC食料安全保障担当大臣会合が朱鷺メッセで開催される(10.16～10.17)
平成23年 (2011)	1. 寒波到来(1.10と1.23の冷え込みをピークに約350件の問合せ) 3. 管末水質監視装置稼働 4.25 水道水質検査優良試験所規程(水道GLP)の認定取得 4. 業務指標(P)算出、公表を開始(平成11.15.16年度の業務指標を公表) 9. 阿賀野川の魚道整備(阿賀野市草水地内)で原油流出 10. 1 信濃川浄水場運転監視業務を民間委託 12. 満願寺浄水場運転監視業務を民間に委託 3. 新潟市水道事業中長期経営計画(マスタープラン)策定 4. 組織の再編と事業所等の統廃合(2事業所・2営業所体制へ) 4. 1 「フリーダイヤル」導入 4. 1 修繕サービス、修繕直通業務、修繕日直工事待機業務、配水管修繕日直工事等受付調整業務の委託による新管路保安体制スタート 4. 市内全域の検針業務を(財)新潟水道サービスに委託 4. 口径75mmの配水管に水道配水用ポリエチレン管を採用 7.16 「新潟県中越沖地震」発生、災害応援活動を開始 10. 1 お客さま満足度アンケート調査実施 10. 日本水道協会「配水管工技能講習会」を新潟で初開催 10. 水技術の継承を目的とした水道技術研修計画による階層別研修開催 11. 「クリプトスポリジウム等応急対策マニュアル」を策定 - 環境保全への取組みとして浄水発生土の有効活用を開始 2. 亀田浄水場廃止(2.14稼働停止、3.21開場式) 3. 長戸浄水場廃止(3.13稼働停止、3.21開場式) 4. 口径50mmの配水管に水道配水用ポリエチレン管を採用 4. 水道モニター制度開始 4. 1 社会福祉の一環として、障がい者施設等へ水道メーターの分解仕分け業務の委託を開始 4.24 水道GLPの認定維持 5.15 大都市水道事業管理者会議を新潟市で開催(5.15～5.16) 6. 1 水道週間中央行事「水道フェスタin柳都Niigata」開催(6.1～6.7) 6. 2 南区漏水事故(南区の広範囲で減水、濁水が発生) 8. 1 「管路年報」を作成 10. マスタープラン事務事業評価(水道局PDCAサイクル)を開始 11. 「危機管理対応マニュアル」の策定 - 浄水発生土の名称が「園芸用土 柳都の花言葉」に決定 - 土木構造物耐震診断に着手	2.10 「石綿による健康被害の救済に関する法律」公布(3.27施行) 5.31 地方自治法の改正(H19.4からの出納長、収入役の廃止など) 11. 9 厚生労働省が「水道施設の適切な維持管理及び事故対応の徹底について」通知 1. 「新潟市民のシンボルマーク」決定 3.25 能登半島地震(マグニチュード6.9) 3. 1 厚生労働省が「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」を策定 4. 1 新潟市が政令指定都市へ移行(8区役所が開所、新・新潟市総合計画スタート) 6. 4 新潟市がオムニバスタウンの指定を受ける(全国で13番目) 7.16 新潟県中越沖地震(マグニチュード6.8) 10. 1 郵政民営化(日本郵政グループ発足) 10. 1 中央図書館(はなびーと)開館 11. 1 新市民病院開院 12.21 厚生労働省が「鉛製給水管の適切な対策について」通知 4. 1 後期高齢者医療制度が始まる 4. 1 水質基準に関する省令改正(カドミウムおよびその化合物に係る基準の強化など) 6.25 大和新高店が開店 10.16 APEC食料安全保障担当大臣会合が朱鷺メッセで開催される(10.16～10.17)

凡 例

1 人名表記

人名を表記する際は原則として敬称を省略した。

2 年号表記

年号表記には元号を用い、かつこ内に西暦を併記した。

3 仮名遣いおよび漢字の表記

記述にあたっては、現代仮名遣いおよび常用漢字を原則としたが、資料の引用および専門用語の使用に際しては例外とした。また、読むのにやや困難な漢字にはルビを付した。

4 数値の表記

尺貫法およびヤード・ポンド法で表記されている場合は、原則としてかつこ内にメートル法による値を併記した。

5 地域の呼称、町名、組織名、団体名などの表記

地域の呼称、町名、組織名、団体名などの表記は、原則として記述の時代における名称・呼称を用いた。

主な参考文献

- ・「新潟市史 通史編」平成8年 新潟市
- ・「中島工学博士記念 日本水道史」昭和2年 中島工学博士記念事業会
- ・「日本水道史 総論編」昭和42年 社団法人日本水道協会
- ・「日本水道史 各論編」昭和42年 社団法人日本水道協会
- ・「水道制度百年史」平成2年 厚生省
- ・「雲煙録」平成3年 吉川武成著
- ・「関屋村の水」平成3年 阿部正著
- ・「新潟東港地域水道用水供給企業団創業年史」平成3年 新潟東港地域水道用水供給企業団
- ・「新潟市水道誌」明治45年 新潟市
- ・「新潟市水道八十年史」平成2年 新潟市水道局
- ・「地震から30年 にいがた水道のテーマ」平成7年 新潟市水道局
- ・「新潟水道90年のあゆみ」平成12年 新潟市水道局

編集後記

本市水道は、平成22年10月1日に創設100周年を迎えました。この100周年という大きな節目を控え、記念式典や100年誌などの記念事業を円滑に実施するために「新潟市水道創設100周年記念事業実行委員会」が組織されたのが、平成21年7月のこととなります。

これまでの本市水道史は、創設までを記した「新潟市水道誌」に始まり、「新潟市水道八十年史」、「新潟水道90年のあゆみ」が刊行されています。なかでも八十年史は、新潟市水道誌の内容を包含するとともに、拡張の時代をひた走った本市水道の沿革を克明に記した、資料的価値のきわめて高いものとなっています。

編集作業は、八十年史および90年のあゆみの再編集と、90周年以降の新たな執筆に大別されました。90周年以降については、実行委員会での掲載項目の洗い出しや資料収集からスタートしました。その後、それらをもとに、編集事務局において目次構成を作成しました。100年に及ぶ長き歴史をどのように体系づけ、限られた紙面のなかでどのように整理するかは、大変苦心した部分です。

構成は、通史ベースの8章立てになっています。第6章のなかには、平成の大合併で新たに本市水道事業に仲間入りした市町村水道の

創設から事業統合までのあゆみを盛り込みました。また、第7章はテーマ別の部門史とし、第8章には将来に向けた取り組みや100周年記念事業についても記載しました。

この100年誌では、分かりやすく、何よりも読んでいただけることが大切と考え、写真や図表を多く採用するとともに、専門的な用語には欄外に注記するようにしました。そのコンセプトは、タイトルを「水を語る」とし、サブタイトルを「新潟市水道100年誌」と、あえて「史」という字を使わなかったことにも込められています。

慣れない編集作業で反省の連続でした。終盤は時間に追われながらも可能な限り記述の検証や推敲を重ねたつもりですが、間違いや誤解を招く表現などがありましたら、ご指摘をお願いします。次代の水道史に反映できればと考えています。

終わりに、本市水道を築き上げた先人たちにあらためて敬意を表するとともに、原稿執筆をお手伝いいただいた新潟日報OBペンクラブの皆さまをはじめ、ご協力をいただいた多くの皆さまに深く感謝を申し上げます。

平成23年3月

水を語る

新潟市水道100年誌

発行日 平成23年3月18日

編集・発行 新潟市水道局
〒951-8560

制作・印刷・製本 新潟市中央区関屋下川原町1丁目3番地3
株式会社タカヨシ
〒950-0141
新潟市江南区亀田工業団地1丁目3-21